

# 公共事業の事業評価書

## (林野公共事業の事前評価)

平成 2 1 年 3 月

**農林水産省**

## 1 政策評価の対象とした政策

平成21年度に新規地区採択を要求している次の事業地区を対象として、事業評価（事前評価）を実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施 地 区 数
直 轄 事 業	国有林直轄治山事業	5
	民有林直轄治山事業	1
	森林環境保全整備事業	8
小計		14
独立行政法人事業	水源林造成事業	5
小計		5
補 助 事 業	民有林補助治山事業	4
	森林環境保全整備事業	35
	森林居住環境整備事業	3
小計		42
合計		61

## 2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した期間

評価の実施に当たっては、学識経験者で構成する農林水産省政策評価会林野庁専門部会を開催し、評価の手法について専門的見地からの意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。

### 1 評価担当部局

- ① 直轄事業については、各森林管理局において実施した。（「直轄事業評価担当部局一覧表」別添1）
- ② 独立行政法人事業と補助事業については、事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、水源林造成事業、森林環境保全整備事業及び森林居住環境整備事業は林野庁森林整備部整備課において、民有林補助治山事業は林野庁森林整備部治山課において実施した。

### 2 評価実施期間

平成21年1月から平成21年3月

## 3 政策評価の観点

本評価においては、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的かつ客観的に評価を行った。各事業地区毎の評価の観点は、「林野公共事業における費用対効果分析について（概要）、新規採択チェックリスト」（参考資料）に示すとおりである。

4 政策効果の把握の手法及びその結果	
<p>政策効果については、事業採択の適正な実施に資する観点から、費用対効果分析、チェックリストにより総合的かつ客観的に把握した。</p> <p>結果については、「地区別評価結果」（別添２）のとおりである。</p>	
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	
<p>平成21年３月に林野庁において、学識経験者で構成する農林水産省政策評価会林野庁専門部会を開催し、評価の手法について専門的見地からの意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。</p> <p>同専門部会での意見の概要は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林野公共事業の新規採択の方法について、費用対効果分析の方法、チェックリストの項目、これらにより、事業の必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価を行い、採択することは妥当である。</li> </ul> <p>農林水産省政策評価会林野庁専門部会の委員構成は、「第三者委員会名簿」（別添３）のとおりである。</p>	
6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	
<p>評価を行う過程において使用した資料は、「地区別評価結果」（別添２）のチェックリスト等及び「林野公共事業における費用対効果分析について（概要）、新規採択チェックリスト」（参考資料）である。</p> <p>なお、上記の資料は、林野庁ホームページで公表することとしている。  (<a href="http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/hyouka/jigyoku/jigyo20.html">http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/hyouka/jigyoku/jigyo20.html</a>)</p> <p>また、農林水産省政策評価会林野庁専門部会における資料等についても、林野庁ホームページで公表することとしている。  (<a href="http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hyouka/index.html">http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hyouka/index.html</a>)</p> <p>その他の資料の問い合わせ先は、「問合せ先一覧表」（別添４）のとおり。</p>	
7 政策評価の結果	
<p>評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性が認められるとの結果であった。</p> <p>各事業地区毎の評価結果は、「地区別評価結果」（別添２）のとおりである。</p>	

## 直轄事業評価担当部局一覧表

事業名	都道府県名	評価担当部局
国有林直轄治山事業	岩手県、宮城県	東北森林管理局 企画調整室
民有林直轄治山事業	宮城県	東北森林管理局 企画調整室
森林環境保全整備事業	北海道	北海道森林管理局 業務調整課
	青森県、岩手県、宮城県	東北森林管理局 企画調整室
	茨城県	関東森林管理局 企画調整室
	長野県	中部森林管理局 企画調整室
	高知県	四国森林管理局 企画調整室

## 地区別評価結果

### 1 直轄事業

- (1) 国有林直轄治山事業
- (2) 民有林直轄治山事業
- (3) 森林環境保全整備事業

### 2 独立行政法人事業

水源林造成事業

### 3 補助事業

- (1) 民有林補助治山事業
- (2) 森林環境保全整備事業
- (3) 森林居住環境整備事業



## 事前評価個表

事業名	国有林直轄治山事業 (復旧治山)	事業計画期間	平成21年度～40年度 (20年間)
事業実施地区名 (都道府県名)	<small>いちほさまがわじょうりゆう</small> 一迫川上流 (宮城県)	事業実施主体	東北森林管理局 宮城北部森林管理署
事業の概要・目的	<p>当地区は、宮城県北部の栗駒山(1,627m)の南部に位置し、全域が栗駒国定公園に指定され、流域には温湯温泉、湯ノ倉温泉、湯浜温泉があり、夏季は自然探勝、登山を中心とした観光地域である。</p> <p>林況は、広葉樹がほとんどを占めており、一部にスギ・ヒノキの人工林が点在している。</p> <p>地形は、全般的に急峻で、火山山麓斜面に位置し、台地状地形が降雨等により侵食された急峻な溪岸となっている。</p> <p>地質は、新第三紀～第四紀の溶結凝灰岩、軽石凝灰岩や凝灰角礫岩などで構成されている。</p> <p>当地区は、平成20年6月に発生した岩手・宮城内陸地震の震源地に近く、地震により大規模な山腹崩壊等が発生し、荒廃面積は351haにおよび、溪床の不安定土砂量499万m<sup>3</sup>、崩壊残存土砂量968万m<sup>3</sup>など荒廃が著しく、特に山腹崩壊土砂による河道閉塞のため、湯ノ倉温泉等に甚大な被害が発生した。</p> <p>このまま放置すれば、降雨等による出水や溪岸侵食に伴う溪床や山腹に残存する不安定土砂が下流へ流出し、河床が上昇して河川氾濫の原因となり、下流域の温泉や人家等の保全対象に被害を与えるおそれがある。</p> <p>このため、山腹崩壊地の不安定土砂が多い箇所や河道閉塞が発生するおそれがある箇所において、山腹崩壊地を山腹工によって土砂流出の抑制を図るとともに、溪床の不安定土砂や崩壊残存土砂が厚く堆積している箇所の下流において、谷止工に加え不安定土塊の侵食・流動化を防止するための床固工を多段で配置するなど、山腹工及び溪間工(谷止工、床固工)を組み合わせ土砂流出の抑制と森林の復旧を目指した総合的な対策を実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：溪間工 61基、山腹工 47ha(30箇所)</li> <li>・主な保全対象：人家 281戸、国道・県道 14,800m、市道 3,000m 農地 75ha、橋梁 6箇所</li> </ul>		
費用対効果分析	総 便 益 (B)	13,433,774 千円	
	総 費 用 (C)	5,998,748 千円	
	分析結果 (B/C)	2.24	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性： 山腹崩壊斜面や溪床に大量の不安定土砂が堆積し、放置すれば山腹崩壊地や荒廃溪流から下流への土砂流出が懸念され、下流域の保全対象に大きな被害を及ぼすおそれがあることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性： 対策工の計画に当たっては、現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法が検討されており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性： 当事業の実施により、不安定土砂及び山腹崩壊斜面の安定が図られ、植生が回復することにより、不安定土砂の流出を抑制し、下流域の保全が図られることから、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

整理番号 1

## 便 益 集 計 表

(治山事業)

事業名：復旧治山  
 施行箇所：一迫川上流

都道府県名：宮城県

(単位：千円)

大 区 分	中 区 分	評 価 額	備 考
水源かん養便益	洪水防止便益	604,679	
	流域貯水便益	129,264	
	水質浄化便益	172,872	
災害防止便益	山地災害防止便益	12,526,959	
総 便 益 (B)		13,433,774	
総 費 用 (C)		5,998,748	
費用便益比	$B \div C = \frac{13,433,774}{5,998,748} = 2.24$		

## 事前評価個表

事業名	国有林直轄治山事業 (復旧治山)	事業計画期間	平成21年度～40年度 (20年間)
事業実施地区名 (都道府県名)	<small>にはさまがわじょうりゅう</small> 二迫川上流 (宮城県)	事業実施主体	東北森林管理局 宮城北部森林管理署
事業の概要・目的	<p>当地区は、宮城県北部の荒砥沢ダムの周辺に位置し、全域が栗駒国立公園に指定されており、年平均気温は8.5度、冬期の10月から4月にかけて積雪がある。林況は、広葉樹がほとんどを占めており、一部にスギ・ヒノキの人工林が点在している。</p> <p>地形は、全般的に急峻で、火山山麓斜面に位置し、台地状地形が降雨等により侵食された急峻な溪岸となっている。</p> <p>地質は、新第三紀～第四紀の溶結凝灰岩、軽石凝灰岩や凝灰角礫岩などで構成されている。</p> <p>当地区は、平成20年6月に発生した岩手・宮城内陸地震の震源地に近く、地震により山腹崩壊や荒砥沢ダム上流に代表する大規模な地すべり等が発生し、荒廃面積は173haにおよび、特に荒砥沢地すべりは斜面長約1,300m、幅約900m、不安定土砂量は約6,700万m<sup>3</sup>であり、東京ドーム約54個分に相当する大量の土砂が堆積している。</p> <p>このまま放置すれば、降雨等に伴う出水で山腹に残存する不安定土砂が下流へ流出し、河床が上昇して河川氾濫の原因となるおそれがある。</p> <p>また、地すべりの再滑働により、大量の土砂が流出し、荒砥沢ダムが埋没して河川氾濫の原因となり、下流域の人家等の保全対象に被害を与えるおそれがある。</p> <p>このため、山腹崩壊地の不安定土砂が多い箇所や河道閉塞が発生するおそれがある箇所において、山腹崩壊地を山腹工によって土砂流出の抑制を図るとともに、溪床の不安定土砂や崩壊残存土砂が厚く堆積している箇所の下流において、谷止工に加え不安定土砂の侵食・流動化を防止するための床固工を多段で配置するほか、地すべり機構調査を踏まえて、地すべり対策工を実施するなどにより、山腹工(土留工、緑化工)、溪間工(谷止工、床固工)及び地すべり対策工を効率的に組み合わせて、土砂流出の抑制と森林の復旧を目指した総合的な対策を実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：溪間工 16基、山腹工 122.7ha(6箇所)、土工 135万m<sup>3</sup> 排水工 286,000m、杭打工 75本</li> <li>・主な保全対象：人家 251戸、国道・県道 11,000m、市道 22,000m 林道 4,400m、農地 190ha、橋梁15箇所</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益(B)	14,309,483 千円	
	総費用(C)	7,335,233 千円	
	分析結果(B/C)	1.95	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：山腹崩壊斜面や溪床及び大規模地すべり地内に大量の不安定土砂が堆積し、放置すれば山腹崩壊地、荒廃溪流及び地すべり地から下流への土砂流出が懸念され、下流域の保全対象に大きな被害を及ぼすおそれがあることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：対策工の計画に当たっては、現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法が検討されており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：当事業の実施により、不安定土砂、山腹崩壊斜面及び地すべりの安定が図られ、植生が回復することにより、不安定土砂の流出を抑制し、下流域の保全が図られることから、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

整理番号 2

## 便 益 集 計 表

(治山事業)

事業名：復旧治山  
 施行箇所：二迫川上流

都道府県名：宮城県

(単位：千円)

大 区 分	中 区 分	評 価 額	備 考
水源かん養便益	洪水防止便益	734,921	
	流域貯水便益	157,106	
	水質浄化便益	210,108	
災害防止便益	山地災害防止便益	13,207,348	
総 便 益 (B)		14,309,483	
総 費 用 (C)		7,335,233	
費用便益比	$B \div C = \frac{14,309,483}{7,335,233} = 1.95$		

## 事前評価個表

事業名	国有林直轄治山事業 (復旧治山)	事業計画期間	平成21年度～40年度 (20年間)
事業実施地区名 (都道府県名)	<small>さんほさまがわじょうりゆう</small> 三迫川上流 (宮城県)	事業実施主体	東北森林管理局 宮城北部森林管理署
事業の概要・目的	<p>当地区は、宮城県北部の栗駒山(1,627m)の南東部に位置し、全域が栗駒国定公園に指定され、上流域には駒ノ湯温泉があり、自然探勝を中心とした観光地であり、山頂付近は、森林生態系保護地域にも指定されている。</p> <p>林況は、広葉樹がほとんどを占めており、一部にスギ・ヒノキの人工林が点在している。</p> <p>地形は、全般的に急峻で、火山山麓斜面に位置し、台地状地形が降雨等により侵食された急峻な溪岸となっている。</p> <p>地質は、新第三紀～第四紀の溶結凝灰岩、軽石凝灰岩や凝灰角礫岩などで構成されている。</p> <p>当地区は、平成20年6月に発生した岩手・宮城内陸地震の震源地に近く、地震により大規模な山腹崩壊等が発生し、荒廃面積は109haにおよび、溪床の不安定土砂量100万m<sup>3</sup>、崩壊残存土砂量69万m<sup>3</sup>など荒廃が著しく、特に栗駒山山頂付近からの土石流により、駒の湯温泉が被災するなど甚大な被害があった。</p> <p>このまま放置すれば、降雨等に伴う出水で溪床や山腹に残存する不安定土砂が下流へ流出し、栗駒ダムが埋没して河川氾濫の原因となり、下流域の温泉や人家等の保全対象に被害をあたえるおそれがある。</p> <p>このため、山腹崩壊地の不安定土砂が多い箇所や河道閉塞が発生するおそれがある箇所において、山腹崩壊地を山腹工によって土砂流出の抑制を図るとともに、溪床の不安定土砂や崩壊残存土砂が厚く堆積している箇所の下流において、谷止工に加え不安定土塊の侵食・流動化を防止するための床固工を多段で配置するなどにより、山腹工(土留工、緑化工)及び溪間工(谷止工、床固工)を組み合わせ土砂流出の抑制と森林の復旧を目指した総合的な対策を実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：溪間工 13基、山腹工 18.2ha(14箇所)</li> <li>・主な保全対象：人家 4戸、国道・県道 6,200m、市道 3,250m 林道 500m、橋梁 3箇所</li> </ul>		
費用対効果分析	総 便 益 (B)	5,529,322 千円	
	総 費 用 (C)	1,593,758 千円	
	分析結果 (B/C)	3.47	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性： 山腹崩壊斜面や溪床に大量の不安定土砂が堆積し、放置すれば山腹崩壊地や荒廃溪流から下流への土砂流出が懸念され、下流域の保全対象に大きな被害を及ぼすおそれがあることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性： 対策工の計画に当たっては、現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法が検討されており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性： 当事業の実施により、不安定土砂及び山腹崩壊斜面の安定が図られ、植生が回復することにより、不安定土砂の流出を抑制し、下流域の保全が図られることから、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

整理番号 3

## 便 益 集 計 表

(治山事業)

事業名：復旧治山  
 施行箇所：三迫川上流

都道府県名：宮城県

(単位：千円)

大 区 分	中 区 分	評 価 額	備 考
水源かん養便益	洪水防止便益	235,897	
	流域貯水便益	50,429	
	水質浄化便益	67,441	
災害防止便益	山地災害防止便益	5,175,555	
総 便 益 (B)		5,529,322	
総 費 用 (C)		1,593,758	
費用便益比	$B \div C = \frac{5,529,322}{1,593,758} = 3.47$		

## 事前評価個表

事業名	国有林直轄治山事業 (復旧治山)	事業計画期間	平成21年度～40年度 (20年間)
事業実施地区名 (都道府県名)	<small>いわいがわじょうりゅう</small> 磐井川上流 (岩手県)	事業実施主体	東北森林管理局 岩手南部森林管理署
事業の概要・目的	<p>当地区は、岩手県南部の栗駒山(1,627m)の東部に位置し、全域が栗駒国定公園に指定され、下流域には真湯温泉があり、夏季は自然探勝、登山を中心とした観光地であり、磐井川は巖美溪と称され多くの観光客が訪れている。</p> <p>林況は、広葉樹がほとんどを占めており、一部にスギ・ヒノキの人工林が点在している。</p> <p>地形は、全般的に急峻で、火山山麓斜面に位置し、台地状地形が降雨等により侵食された急峻な溪岸となっている。</p> <p>地質は、新第三紀～第四紀の溶結凝灰岩、軽石凝灰岩や凝灰角礫岩などで構成されている。</p> <p>当地区は、平成20年6月に発生した岩手・宮城内陸地震の震源地に近く、地震により大規模な岩盤崩壊等が発生し、荒廃面積は248haにおよび、崩壊土砂による河道閉塞が発生するなど、溪床に大量の不安定土砂が堆積している。また、当地区内の産女川流域は、大規模な山腹崩壊が多数発生している。</p> <p>このまま放置すれば、降雨等による出水により河床が上昇し、河道閉塞箇所を越流し溪床に堆積する大量の不安定土砂が流出するなど河川氾濫の原因となり、下流域の温泉や人家等の保全対象に被害を与えるおそれがある。</p> <p>このため、山腹崩壊地の不安定土砂が多い箇所や河道閉塞が発生するおそれがある箇所において、山腹崩壊地を山腹工によって土砂流出の抑制を図るとともに、溪床の不安定土砂や崩壊残存土砂が厚く堆積している箇所の下流において、谷止工に加え、不安定土塊の侵食・流動化を防止するための床固工を多段で配置するなどにより、山腹工（土留工、緑化工）及び溪間工（谷止工、床固工）を組み合わせて土砂流出の抑制と森林の復旧を目指した総合的な対策を実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：溪間工 46基、山腹工 36.6ha(11箇所)</li> <li>・主な保全対象：人家 165戸、国道・県道 9,900m、市道 2,700m 林道 3,600m、農地 178ha、橋梁 9箇所</li> </ul>		
費用対効果分析	総 便 益 (B)	7,063,280 千円	
	総 費 用 (C)	3,480,679 千円	
	分析結果 (B/C)	2.03	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性： 山腹崩壊斜面や溪床に大量の不安定土砂が堆積し、放置すれば山腹崩壊地や荒廃溪流から下流への土砂流出が懸念され、下流域の保全対象に大きな被害を及ぼすおそれがあることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性： 対策工の計画に当たっては、現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法が検討されており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性： 当事業の実施により、不安定土砂及び山腹崩壊斜面の安定が図られ、植生が回復することにより、不安定土砂の流出を抑制し、下流域の保全が図られることから、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

整理番号 4

## 便 益 集 計 表

(治山事業)

事業名：復旧治山  
 施行箇所：磐井川上流

都道府県名：岩手県

(単位：千円)

大 区 分	中 区 分	評 価 額	備 考
水源かん養便益	洪水防止便益	340,894	
	流域貯水便益	42,956	
	水質浄化便益	57,449	
災害防止便益	山地災害防止便益	6,621,981	
総 便 益 (B)		7,063,280	
総 費 用 (C)		3,480,679	
費用便益比	$B \div C = \frac{7,063,280}{3,480,679} = 2.03$		

## 事前評価個表

事業名	国有林直轄治山事業 (復旧治山)	事業計画期間	平成21年度～40年度 (20年間)
事業実施地区名 (都道府県名)	<small>いさわがわじょうりゅう</small> 胆沢川上流 (岩手県)	事業実施主体	東北森林管理局 岩手南部森林管理署
事業の概要・目的	<p>当地区は、岩手県南部の石淵ダムの上流に位置し、全域が栗駒国立公園に指定され、石淵ダムの下流には、平成25年度に多目的な胆沢ダムが完成予定である。林況は、広葉樹がほとんどを占めており、一部にスギ・ヒノキの人工林が点在している。</p> <p>当地区内の前川流域の山腹は、急峻な地形であり、また、尿前沢流域は、台地状地形が降雨等により侵食された急峻な溪岸となっている。</p> <p>地質は、新第三紀～第四紀の溶結凝灰岩、軽石凝灰岩や凝灰角礫岩などで構成されている。</p> <p>当地区は、平成20年6月に発生した岩手・宮城内陸地震の震源地に近く、地震により大規模な山腹崩壊等が発生し、荒廃面積は160haにおよび、溪床の不安定土砂量171万m<sup>3</sup>、崩壊残存土砂量589万m<sup>3</sup>があり、崩壊土砂による河道閉塞が発生し溪床には大量の土砂が堆積するなど大きな被害が発生した。</p> <p>このまま放置すれば、降雨等による出水により河床が上昇し、河道閉塞箇所を越流し溪床や山腹に残存する不安定土砂が流出し、下流の石淵ダムや新設の胆沢ダムに大量の土砂が流入し、ダム上流側の河床が上昇して河川氾濫の原因となり、下流域の人家等の保全対象に被害をあたえるおそれがある。</p> <p>このため、山腹崩壊地の不安定土砂が多い箇所や河道閉塞が発生するおそれがある箇所において、山腹崩壊地を山腹工によって土砂流出の抑制を図るとともに、溪床の不安定土砂や崩壊残存土砂が厚く堆積している箇所の下流において、谷止工を配置するなどにより、山腹工(土留工、緑化工)及び溪間工(谷止工)を組み合わせ土砂流出の抑制と森林の復旧を目指した総合的な対策を実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：溪間工 9基、山腹工 19.7ha(5箇所)</li> <li>・主な保全対象：人家 1戸、市道 8,400m、林道 3,300m、橋梁 13箇所</li> </ul>		
費用対効果分析	総 便 益 (B)	2,561,318 千円	
	総 費 用 (C)	863,224 千円	
	分析結果 (B/C)	2.97	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性： 山腹崩壊斜面や溪床に大量の不安定土砂が堆積し、放置すれば山腹崩壊地や荒廃溪流から下流への土砂流出が懸念され、下流域の保全対象に大きな被害を及ぼすおそれがあることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性： 対策工の計画に当たっては、現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法検討されており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性： 当事業の実施により、不安定土砂及び山腹崩壊斜面の安定が図られ、植生が回復することにより、不安定土砂の流出を抑制し、下流域の保全が図られることから、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

整理番号 5

## 便 益 集 計 表

(治山事業)

事業名：復旧治山  
 施行箇所：胆沢川上流

都道府県名：岩手県  
 (単位：千円)

大 区 分	中 区 分	評 価 額	備 考
水源かん養便益	洪水防止便益	225,017	
	流域貯水便益	34,779	
	水質浄化便益	46,512	
災害防止便益	山地災害防止便益	2,255,010	
総 便 益 (B)		2,561,318	
総 費 用 (C)		863,224	
費用便益比	$B \div C = \frac{2,561,318}{863,224} = 2.97$		



## 事前評価個表

事業名	民有林直轄治山事業	事業計画期間	平成21年度～平成30年度（10年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	迫川（はさまがわ） （宮城県）	事業実施主体	東北森林管理局 宮城北部森林管理署
事業の概要・目的	<p>当地区は、宮城県栗原市を流下する一迫川、二迫川、三迫川の上流部に位置し、地質は、火山灰を母材とする脆弱な凝灰岩質の基岩が広く分布している。</p> <p>当地区は、平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震（栗原市での最大震度6強）の震源地に近く、大規模な山腹崩壊や土石流及び道路損壊による交通遮断等が多数発生し、大きな被害が発生した。また、その後も余震による被害拡大のおそれもあったことから、44世帯に避難指示が出されるなど住民生活に大きな影響を与えたところである。</p> <p>この地震により発生した山腹崩壊地や溪床に堆積した不安定土砂を放置した場合、今後の融雪、降雨等による崩壊地の拡大や土石流の発生による国道等の生活基盤の寸断、下流に位置する花山ダム、荒砥沢ダム、栗駒ダムへの土砂流入によるダム機能の阻害など、流域規模の甚大な被害が発生する可能性が非常に高いところであり、地震による被害の早期復旧が重要である。</p> <p>なお、これらの地震により発生した崩壊地等は規模が大きく、不安定土砂が多量に溪床や斜面に残存していることから、その対策には相当の事業費と高度な技術が必要となることを見込まれたところである。</p> <p>このため、宮城県より民有林直轄治山事業の新規着手の要望があり、平成21年度より民有林直轄治山事業として地震による被害の復旧対策を実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：溪間工 76基、山腹工63ha</li> <li>・総事業費 18,876,000千円</li> <li>・主な保全対象：人家 148戸、国道・県道 24,500 m、農地 170 ha</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	33,546,234 千円	
	総費用（C）	15,955,276 千円	
	分析結果（B/C）	2.10	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性： 山腹崩壊地や溪床に堆積した不安定土砂を放置すれば、山腹崩壊地や溪流から下流へ不安定土砂の流出が懸念され、下流域の保全対象に大きな被害を及ぼすおそれがあることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性： 対策工の計画に当たっては、現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法が検討されており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性： 当事業の実施により、山腹崩壊地や溪床に堆積した土砂の安定が図られ、植生が回復することにより、不安定土砂の流出を抑制し、下流域の保全が図られることから、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

整理番号 1

## 便 益 集 計 表

(治山事業)

事業名：民有林直轄治山事業

都道府県名：宮城県

施行箇所：迫川

(単位：千円)

大 区 分	中 区 分	評 価 額	備 考
水源かん養便益	洪水防止便益	298,871	
	流域貯水便益	183,293	
	水質浄化便益	245,128	
環境保全便益	保健休養便益	2,763,636	
災害防止便益	山地災害防止便益	30,055,306	
総 便 益 (B)		33,546,234	
総 費 用 (C)		15,955,276	
費用便益比	$B \div C = \frac{33,546,234}{15,955,276} = 2.10$		

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

1 直轄事業

(3) 森林環境保全整備事業

整理 番号	都 道 府 県	事業実施主体	事業名	事業実施地区名	総便益 (千円) B	総費用 (千円) C	分析 結果 B/C	チェックリスト																	備考
								I 必須事項					II 優先配慮事項												
								1	2	3	4	5	1 有効性		2 効率性		3 事業の実施環境等								
								(1)		(2)		(3)													
①	②					①	②	③	④	⑤															
1	北海道	北海道森林管理局 網走西部森林管理署	森林環境保全整備	網走西部森林計画区 あばしりせいぶ	8,908,025	1,891,246	4.71	○	○	○	○	○	B	A	B	A	A	A	B	B	A	A			
2	北海道	北海道森林管理局 十勝東部森林管理署	森林環境保全整備	十勝森林計画区 とかち	8,594,750	1,100,231	7.81	○	○	○	○	○	A	A	B	A	A	A	B	B	A	A			
3	青森県	東北森林管理局 下北森林管理署	森林環境保全整備	下北森林計画区 しもきた	12,605,858	3,000,235	4.20	○	○	○	○	○	A	A	B	A	A	A	B	B	A	A			
4	岩手県	東北森林管理局 岩手北部森林管理署	森林環境保全整備	馬淵川上流森林計画区 まぶちかわじょうりゅう	7,675,791	2,239,321	3.43	○	○	○	○	○	A	A	B	A	A	A	B	B	A	A			
5	宮城県	東北森林管理局 宮城北部森林管理署	森林環境保全整備	宮城北部森林計画区 みやぎほくぶ	6,635,410	1,512,366	4.39	○	○	○	○	○	B	A	B	A	A	A	B	A	A	A			
6	茨城県	関東森林管理局 茨城森林管理署	森林環境保全整備	八溝多賀森林計画区 やみぞたが	10,808,748	2,976,658	3.63	○	○	○	○	○	B	A	B	A	A	B	B	B	A	A			
7	長野県	中部森林管理局 東信森林管理署	森林環境保全整備	千曲川上流森林計画区 ちくまがわじょうりゅう	22,514,867	1,603,053	14.04	○	○	○	○	○	B	A	B	A	A	A	B	B	A	A			
8	高知県	四国森林管理局 嶺北森林管理署	森林環境保全整備	嶺北仁淀計画区 れいほくによど	2,949,148	1,381,839	2.13	○	○	○	○	○	B	A	A	B	A	A	A	B	A	A			

# 事前評価個表

事業名	森林環境保全整備事業（国有林）		事業計画期間	平成21年度～平成25年度																
事業実施地区名 （都道府県名）	（あばしりせいぶ） 網走西部森林計画区 （北海道）		事業実施主体	北海道森林管理局 網走西部森林管理署																
事業の概要・目的	<p>当事業は、網走西部森林計画区のうち、湧別川流域の遠軽町、上湧別町及び湧別町に所在する105千haの国有林野を対象としている。</p> <p>当計画区の森林は、トドマツ、エゾマツ等の針葉樹にミズナラ、シナノキ、カンバ等の広葉樹が混交する天然林が70%を占め、残りの30%が主に昭和30年代に造成されたトドマツ、カラマツ、アカエゾマツ等の針葉樹人工林となっている。</p> <p>当地域は、従来から豊かな森林資源を利用して林業・林産業が発達してきたところであり、近年は、地域材のブランド化を視野に入れ、森林認証の取得拡大が進んでいる。特に木材加工業では建築用材の生産が盛んなほか、木楽館など市民が木材に親しむことができる施設も整備されている。</p> <p>一方、当地域の森林は、ほとんどが保安林に指定されており、地域の水源として生活用水や基幹産業である農業や水産業の振興に資する等、水源かん養や山地災害の防止等の役割が期待されているほか、網走国定公園や白滝流紋岩球顆特定地理等保護林などの貴重な自然環境があり、また、武利岳等の登山対象山岳や北大雪スキー場野外スポーツ地域などの森林レクリエーションの場としても活用されている。</p> <p>当事業は、これらの地域の特性を踏まえて、地球温暖化防止対策や水源かん養機能等の森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるために必要な更新や間伐等の保育作業、並びにこれらを実施するために必要な路網整備を森林の重視すべき機能の区分に応じて実施するものである。</p> <table border="0" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">主な事業内容</td> <td style="width: 20%;">森林整備</td> <td style="width: 20%;">更新面積</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">58 ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>保育面積</td> <td style="text-align: right;">6,205 ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>路網整備</td> <td>開設延長</td> <td style="text-align: right;">52.0 km</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>改良延長</td> <td style="text-align: right;">50.5 km</td> </tr> </table>				主な事業内容	森林整備	更新面積	58 ha			保育面積	6,205 ha		路網整備	開設延長	52.0 km			改良延長	50.5 km
主な事業内容	森林整備	更新面積	58 ha																	
		保育面積	6,205 ha																	
	路網整備	開設延長	52.0 km																	
		改良延長	50.5 km																	
費用対効果分析	総 便 益 (B)	8,908,025 千円																		
	総 費 用 (C)	1,891,246 千円																		
	分析結果 (B/C)	4.71																		
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性： 地球温暖化防止対策や国土保全、水源かん養及び保健休養等の公益的機能の発揮や木材の安定供給が求められている地域であり、事業の必要性が認められる。</li> <li>・ 効率性： 費用対効果分析の結果から、事業の効率性が認められる。</li> <li>・ 有効性： 国有林の地域別の森林計画に即した事業内容であり、地域の特性を踏まえた計画的な森林整備により、森林の有する機能の発揮が十分図られることから、事業の有効性が認められる。</li> </ul> <p>新規地区採択に当たっての審査項目（チェックリスト）、費用対効果分析及び各観点からの評価を踏まえて総合的かつ客観的に評価したところ、森林の重視すべき機能（特に水源かん養）に応じた適切な森林整備及び路網整備が効率的に計画されていると認められる。</p>																			

整理番号 1

## 便 益 集 計 表

事業名: 森林環境保全整備事業

事業実施主体: 北海道森林管理局

事業実施地区名: 網走西部森林計画区(北海道)

網走西部森林管理署

(単位: 千円)

大 区 分	中 区 分	評価額	備 考
水源かん養便益	洪水防止便益	1,688,993	
	流域貯水便益	610,684	
	水質浄化便益	823,011	
山地保全便益	土砂流出防止便益	3,523,206	
環境保全便益	炭素固定便益	637,024	
木材生産等便益	木材生産経費縮減便益	176,799	
	木材利用増進便益	2,410	
	木材生産確保・増進便益	613,661	
森林整備経費縮減等便益	造林作業経費縮減便益	118,907	
	治山経費縮減便益	35,548	
	森林管理等経費縮減便益	677,782	
総便益(B)		8,908,025	
総費用(C)		1,891,246	
費用便益比		4.71	

## 事前評価個表

事業名	森林環境保全整備事業（国有林）	事業計画期間	平成21年度～平成25年度																
事業実施地区名 （都道府県名）	（とがち） 十勝森林計画区 （北海道）	事業実施主体	北海道森林管理局 十勝東部森林管理署																
事業の概要・目的	<p>当事業は、十勝森林計画区の北東部に位置する128千haの国有林野を対象としている。</p> <p>当計画区の森林は、トドマツ、エゾマツ等の針葉樹にミズナラ、シナノキ等の広葉樹が混交する天然林が85%を占め、残りの15%が昭和30年代以降に造成されたトドマツ、アカエゾマツ等の針葉樹人工林となっている。</p> <p>また、中央を利別川が南下し、十勝川に合流する地域で利別川の川沿いに陸別町、足寄町、本別町の市街地が発達するとともに、平野部には耕地が広がっており、支流には電源開発用のダムがあるほか、国有林内には水源地在し地域の飲料水、営農用水等の各種用水の確保、水質保全、洪水による被害の防止等のため、水源かん養機能や山地災害防止機能の発揮が期待されている。</p> <p>なお、当計画区内にある足寄町、本別町及び陸別町は、従来から林業が盛んで木材等生産機能の発揮が期待される森林も多く存在している。</p> <p>一方、当地域は、阿寒国立公園に指定され、雌阿寒岳やオネトーの周辺にはトドマツ、エゾマツ、アカエゾマツの針葉樹林が広がっており、一部にはアカエゾマツの純林が見られ、自然環境の維持が望まれるとともに、自然休養林にも指定され、保健休養の場としても活用されている。</p> <p>当事業は、これらの地域の特性を踏まえて、地球温暖化防止対策や水源かん養機能等の森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるために必要な更新や間伐等の保育作業、並びにこれらを実施するために必要な路網整備を森林の重視すべき機能の区分に応じて実施するものである。</p> <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">主な事業内容</td> <td style="width: 10%;">森林整備</td> <td style="width: 10%;">更新面積</td> <td style="width: 60%; text-align: right;">1,472 ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>保育面積</td> <td style="text-align: right;">14,467 ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>路網整備</td> <td>開設延長</td> <td style="text-align: right;">23.6 km</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>改良延長</td> <td style="text-align: right;">30.0 km</td> </tr> </table>			主な事業内容	森林整備	更新面積	1,472 ha			保育面積	14,467 ha		路網整備	開設延長	23.6 km			改良延長	30.0 km
主な事業内容	森林整備	更新面積	1,472 ha																
		保育面積	14,467 ha																
	路網整備	開設延長	23.6 km																
		改良延長	30.0 km																
費用対効果分析	総便益（B）	8,594,750 千円																	
	総費用（C）	1,100,231 千円																	
	分析結果（B/C）	7.81																	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性： 地球温暖化防止対策や国土保全、水源かん養及び保健休養等の公益的機能の発揮や木材の安定供給が求められている地域であり、事業の必要性が認められる。</li> <li>・ 効率性： 費用対効果分析の結果から、事業の効率性が認められる。</li> <li>・ 有効性： 国有林の地域別の森林計画に即した事業内容であり、地域の特性を踏まえた計画的な森林整備により、森林の有する機能の発揮が十分図られることから、事業の有効性が認められる。</li> </ul> <p style="margin-top: 10px;">新規地区採択に当たっての審査項目（チェックリスト）、費用対効果分析及び各観点からの評価を踏まえて総合的かつ客観的に評価したところ、森林の重視すべき機能（特に水源かん養）に応じた適切な森林整備及び路網整備が効率的に計画されていると認められる。</p>																		

## 便 益 集 計 表

事業名: 森林環境保全整備事業

事業実施主体: 北海道森林管理局

事業実施地区名: 十勝森林計画区(北海道)

十勝東部森林管理署

(単位: 千円)

大 区 分	中 区 分	評価額	備 考
水源かん養便益	洪水防止便益	2,201,242	
	流域貯水便益	725,183	
	水質浄化便益	976,092	
山地保全便益	土砂流出防止便益	3,327,646	
環境保全便益	炭素固定便益	605,597	
木材生産等便益	木材生産経費縮減便益	227,338	
	木材利用増進便益	1,079	
	木材生産確保・増進便益	167,877	
森林整備経費縮減等便益	造林作業経費縮減便益	207,179	
	治山経費縮減便益	18,501	
	森林管理等経費縮減便益	137,016	
総便益(B)		8,594,750	
総費用(C)		1,100,231	
費用便益比		7.81	

## 事前評価個表

事業名	森林環境保全整備事業（国有林）	事業計画期間	平成21年度～平成25年度												
事業実施地区名 （都道府県名）	（しもきた） 下北森林計画区 （青森県）	事業実施主体	東北森林管理局 下北森林管理署												
事業の概要・目的	<p>当事業は、青森県下北半島の全域を範囲とする下北森林計画区内の国有林野87,068 h aを対象としている。</p> <p>当計画区は、恐山火山郡等の山岳地帯と東通地区の丘陵地帯に大別され、地形は、最高峰が釜臥山（標高879m）で、平館海峡、津軽海峡に面した一部地域は急傾斜地であるが、その他は緩やかな地形となっている。</p> <p>林況については、山岳部にヒバやブナを始めとする国内でも有数の針広混交林の天然林が広がっており、丘陵部はスギを主とする人工林が多く、その中でも昭和30年代以降に造成された森林が多い。</p> <p>当計画区は、国有林野面積の86%が保安林に指定されており、地域の水源地帯として水源かん養機能の高度発揮が強く求められているほか、民家の直近まで国有林が存在するため、山地災害防止機能についても、その発揮が強く求められている。</p> <p>また、当地域は、古くからヒバの生産・加工で栄えてきた林業地域であるが、現在は、戦後造林されたスギ等が収穫期を迎え、伐採量の増加が見込まれており、スギ合板用材等の需要が伸びつつある地域である。</p> <p>当事業は、これらの地域の特性を踏まえて、地球温暖化防止対策、水源かん養機能、木材生産機能等の森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるために必要な更新や間伐等の保育作業、並びにこれらを実施するために必要な路網整備を森林の重視すべき機能の区分に応じ実施するものである。</p> <table border="0" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">主な事業内容</td> <td style="width: 15%;">森林整備</td> <td style="width: 15%;">更新面積</td> <td style="width: 15%;">1,233 h a</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>保育面積</td> <td>5,805 h a</td> </tr> <tr> <td></td> <td>路網整備</td> <td>開設延長</td> <td>59.1 km</td> </tr> </table>			主な事業内容	森林整備	更新面積	1,233 h a			保育面積	5,805 h a		路網整備	開設延長	59.1 km
主な事業内容	森林整備	更新面積	1,233 h a												
		保育面積	5,805 h a												
	路網整備	開設延長	59.1 km												
費用対効果分析	総 便 益（B）	12,605,858 千円													
	総 費 用（C）	3,000,235 千円													
	分析結果（B/C）	4.20													
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性： 地球温暖化対策や国土保全及び水源かん養等の公益的機能の発揮や木材の安定供給が求められている地域であり、事業の必要性が認められる。</li> <li>・ 効率性： 費用対効果分析の結果から、事業の効率性が認められる。</li> <li>・ 有効性： 国有林の地域別の森林計画に即した事業内容であり、地域の特性を踏まえた計画的な森林整備により、森林の有する機能の発揮が十分図られることから、事業の有効性が認められる。</li> </ul> <p>新規地区採択に当たっての審査項目（チェックリスト）、費用対効果分析及び各観点からの評価を踏まえて総合的かつ客観的に評価したところ、森林の重視すべき機能の区分に応じた適切な森林整備が効率的に計画されているものと認められる。</p>														

## 便 益 集 計 表

事業名:森林環境保全整備事業

事業実施主体:東北森林管理局

事業実施地区名:下北森林計画区(青森県)

下北森林管理署

(単位:千円)

大 区 分	中 区 分	評価額	備 考
水源かん養便益	洪水防止便益	1,430,365	
	流域貯水便益	622,907	
	水質浄化便益	833,051	
山地保全便益	土砂流出防止便益	3,231,169	
環境保全便益	炭素固定便益	711,584	
木材生産等便益	木材生産経費縮減便益	123,602	
	木材利用増進便益	80,254	
	木材生産確保・増進便益	3,076,020	
森林整備経費縮減等便益	造林作業経費縮減便益	2,397,955	
	森林管理等経費縮減便益	98,951	
総便益(B)		12,605,858	
総費用(C)		3,000,235	
費用便益比		4.20	

## 事前評価個表

事業名	森林環境保全整備事業（国有林）	事業計画期間	平成21年度～平成25年度												
事業実施地区名 （都道府県名）	（まぶちがわじょうりゅう） 馬淵川上流森林計画区 （岩手県）	事業実施主体	東北森林管理局 岩手北部森林管理署												
事業の概要・目的	<p>当事業は、岩手県北西部に位置する馬淵川上流森林計画区内の国有林野33,326 h aを対象としている。</p> <p>当計画区は、西に奥羽山脈、南に岩手山、東に北上山地が連なっており、これら山地に囲まれた地域にある。</p> <p>林況については、山岳部がブナを主体とする広葉樹の天然林が大半を占め、丘陵部はスギ、カラマツを主体とする人工林となっている。</p> <p>当計画区は、水源かん養保安林を主とする保安林が国有林の67%となっており、下流の水道用水や農業等産業用水の水源として重要な役目を担っている。このほか、「安比森林スポーツ林」を始めとして、スキーや登山など森林を利用したレクリエーションの場として多くの人々に利用されている。</p> <p>さらに、当地域は、従来から南部アカマツ、浄法寺漆、しいたけ、木炭といった林産物の国内有数の産地であり、近年、市場からも評価が高まっていることから、これらの活用や地域材であるカラマツのブランド化、木質バイオマスの利活用促進など、林業・木材産業の活性化に対する期待が高い地域である。</p> <p>当事業は、これらの地域の特性を踏まえて、地球温暖化防止対策や水源かん養機能、木材生産機能等の森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるために必要な更新や間伐等の保育作業、並びにこれらを実施するために必要な路網整備を森林の重視すべき機能の区分に応じ実施するものである。</p> <table border="0" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">主な事業内容</td> <td style="width: 30%;">森林整備</td> <td style="width: 20%;">更新面積</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">332 h a</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>保育面積</td> <td style="text-align: right;">2,590 h a</td> </tr> <tr> <td></td> <td>路網整備</td> <td>開設延長</td> <td style="text-align: right;">56.1 km</td> </tr> </table>			主な事業内容	森林整備	更新面積	332 h a			保育面積	2,590 h a		路網整備	開設延長	56.1 km
主な事業内容	森林整備	更新面積	332 h a												
		保育面積	2,590 h a												
	路網整備	開設延長	56.1 km												
費用対効果分析	総便益（B）	7,675,791 千円													
	総費用（C）	2,239,321 千円													
	分析結果（B/C）	3.43													
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：地球温暖化対策や国土保全及び水源かん養等の公益的機能の発揮や木材の安定供給が求められている地域であり、実施の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：費用対効果分析の結果から、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：国有林の地域別の森林計画に即した事業内容であり、地域の特性を踏まえた計画的な森林整備により、森林の有する機能の発揮が十分図られることから、事業の有効性が認められる。</li> </ul> <p>新規地区採択に当たっての審査項目（チェックリスト）、費用対効果分析及び各観点からの評価を踏まえて総合的かつ客観的に評価したところ、森林の重視すべき機能の区分に応じた適切な森林整備が効率的に計画されているものと認められる。</p>														

## 便 益 集 計 表

事業名: 森林環境保全整備事業

事業実施主体: 東北森林管理局

事業実施地区名: 馬淵川上流森林計画区(岩手県)

岩手北部森林管理署

(単位: 千円)

大 区 分	中 区 分	評価額	備 考
水源かん養便益	洪水防止便益	878,956	
	流域貯水便益	397,448	
	水質浄化便益	531,531	
山地保全便益	土砂流出防止便益	2,107,110	
環境保全便益	炭素固定便益	415,161	
木材生産等便益	木材生産経費縮減便益	135,923	
	木材利用増進便益	61,083	
	木材生産確保・増進便益	2,393,959	
森林整備経費縮減等便益	造林作業経費縮減便益	623,392	
	森林管理等経費縮減便益	131,228	
総便益(B)		7,675,791	
総費用(C)		2,239,321	
費用便益比		3.43	

## 事前評価個表

事業名	森林環境保全整備事業（国有林）	事業計画期間	平成21年度～平成25年度																
事業実施地区名 （都道府県名）	（みやぎほくぶ） 宮城北部森林計画区 （宮城県）	事業実施主体	東北森林管理局 宮城北部森林管理署																
事業の概要・目的	<p>当事業は、宮城北部森林計画区内の国有林野70,463haを対象としている。当計画区は、奥羽山脈の山岳地帯、北上山地の丘陵地帯、及びこの2つの地帯に挟まれた平野部からなっている。</p> <p>林況については、山岳地帯の上部はブナの天然林、下部はミネカエデやミズナラを主とする天然林、丘陵地帯はスギ、アカマツを主とする人工林、海岸地帯はアカマツ、クロマツ、モミを主とする天然林、平野部はスギを主とし、ヒノキが混交する人工林など、山岳部から海岸部にかけて多様な森林が構成されている。</p> <p>当地域は、これらの豊かな森林資源を利用した木材加工が従来から発達しているほか、キノコや山菜等林産物を利用した食品加工工業が重要な産業となっている。また、平野部は我が国有数の穀倉地帯の大崎平野をはじめとする水田地帯が広がっているほか、沿岸地帯は養殖等の漁業が行われており、国有林はこれらの源流部等の重要な水源地帯に位置している。</p> <p>このほか当計画区内は、優れた自然景観を有する森林が多いことから、国定公園、自然公園に指定されている地域が多く、森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として四季を通して多くの人々に利用されている。</p> <p>当事業は、これらの地域の特性を踏まえて、地球温暖化防止対策や水源かん養機能、木材生産機能等の森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるために必要な更新や間伐等の保育作業、並びにこれらを実施するために必要な路網整備を森林の重視すべき機能の区分に応じ実施するものである。</p> <table border="0" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">主な事業内容</td> <td style="width: 20%;">森林整備</td> <td style="width: 20%;">更新面積</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">398 ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>保育面積</td> <td style="text-align: right;">3,758 ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>路網整備</td> <td>開設延長</td> <td style="text-align: right;">44.6 km</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>改良延長</td> <td style="text-align: right;">0.1 km</td> </tr> </table>			主な事業内容	森林整備	更新面積	398 ha			保育面積	3,758 ha		路網整備	開設延長	44.6 km			改良延長	0.1 km
主な事業内容	森林整備	更新面積	398 ha																
		保育面積	3,758 ha																
	路網整備	開設延長	44.6 km																
		改良延長	0.1 km																
費用対効果分析	総 便 益 (B)	6,635,410 千円																	
	総 費 用 (C)	1,512,366 千円																	
	分析結果 (B/C)	4.39																	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性： 地球温暖化対策や国土保全及び水源かん養等の公益的機能の発揮や木材の安定供給が求められている地域であり、事業の必要性が認められる。</li> <li>・ 効率性： 費用対効果分析の結果から、事業の効率性が認められる。</li> <li>・ 有効性： 国有林の地域別の森林計画に即した事業内容であり、地域の特性を踏まえた計画的な森林整備により、森林の有する機能の発揮が十分図られることから、事業の有効性が認められる。</li> </ul> <p>新規地区採択に当たっての審査項目（チェックリスト）、費用対効果分析及び各観点からの評価を踏まえて総合的かつ客観的に評価したところ、森林の重視すべき機能の区分に応じた適切な森林整備が効率的に計画されているものと認められる。</p>																		

## 便 益 集 計 表

事業名:森林環境保全整備事業

事業実施主体:東北森林管理局

事業実施地区名:宮城北部森林計画区(宮城県)

宮城北部森林管理署

(単位:千円)

大 区 分	中 区 分	評価額	備 考
水源かん養便益	洪水防止便益	750,596	
	流域貯水便益	325,483	
	水質浄化便益	435,424	
山地保全便益	土砂流出防止便益	1,687,494	
環境保全便益	炭素固定便益	402,413	
木材生産等便益	木材生産経費縮減便益	140,744	
	木材利用増進便益	57,530	
	木材生産確保・増進便益	1,862,880	
森林整備経費縮減等便益	造林作業経費縮減便益	868,242	
	森林管理等経費縮減便益	104,604	
総便益(B)		6,635,410	
総費用(C)		1,512,366	
費用便益比		4.39	

## 事前評価個表

事業名	森林環境保全整備事業（国有林）		事業計画期間	平成21年度～平成25年度																
事業実施地区名 （都道府県名）	（やみぞたが） 八溝多賀森林計画区 （茨城県）		事業実施主体	関東森林管理局 茨城森林管理署																
事業の概要・目的	<p>当事業は、茨城県北部に位置する八溝多賀森林計画区35,740 h a の国有林野を対象としている。</p> <p>当計画区の森林で重視すべき3機能区分は、水土保持林27,263 h a（76%）、森林と人との共生林2,727 h a（8%）、資源の循環利用林5,750 h a（16%）となっている。</p> <p>当計画区の国有林野は、各河川の源流部に位置し、600m～1,000m級で比較的標高が低く、中傾斜地又は緩傾斜地で、林木の生育条件に恵まれ、スギ、ヒノキの優良な人工林が造成されている。また、花園溪谷や袋田の滝等豊かな森林景観に恵まれ、登山、ハイキングなど森林を利用したレクリエーション等の保健休養の場として多くの国民に利用されている。</p> <p>一方、森林に対する国民の要請は、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森づくり等の面で期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつ多様化しており、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組が求められている。</p> <p>当事業は、これら地域の特性や国民の要請を踏まえて、地球温暖化防止、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、必要な更新、間伐等の保育作業並びにこれらを実施するために必要な路網整備を森林の重視すべき機能区分に応じた形で実施するものである。</p> <table border="0" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: left;">主な事業内容</td> <td>森林整備</td> <td>更新面積</td> <td>720 h a</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>保育面積</td> <td>5,675 h a</td> </tr> <tr> <td></td> <td>路網整備</td> <td>開設延長</td> <td>22.6 k m</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>改良延長</td> <td>27.8 k m</td> </tr> </table>				主な事業内容	森林整備	更新面積	720 h a			保育面積	5,675 h a		路網整備	開設延長	22.6 k m			改良延長	27.8 k m
主な事業内容	森林整備	更新面積	720 h a																	
		保育面積	5,675 h a																	
	路網整備	開設延長	22.6 k m																	
		改良延長	27.8 k m																	
費用対効果分析	総 便 益（B）	10,808,748 千円																		
	総 費 用（C）	2,976,658 千円																		
	分析結果（B/C）	3.63																		
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性： 地球温暖化防止対策や国土保全、水源かん養及び保健休養等の公益的機能の発揮や木材の安定供給が求められている地域であり、事業の必要性が認められる。</li> <li>・ 効率性： 費用対効果分析の結果から、事業の効率性が認められる。</li> <li>・ 有効性： 国有林の地域別の森林計画に即した事業内容であり、地域の特性を踏まえた計画的な森林整備により、森林の有する機能の発揮が十分図られることから、事業の有効性が認められる。</li> </ul> <p>新規地区採択に当たっての審査項目（チェックリスト）、費用対効果分析及び各観点からの評価を踏まえて総合的かつ客観的に評価したところ、森林の重視すべき機能の区分に応じた適切な森林整備が効率的に計画されているものと認められる。</p>																			

## 便 益 集 計 表

事業名:森林環境保全整備事業

事業実施主体:関東森林管理局

事業実施地区名:八溝多賀森林計画区(茨城県)

茨城森林管理署

(単位:千円)

大 区 分	中 区 分	評価額	備 考
水源かん養便益	洪水防止便益	2,635,916	
	流域貯水便益	743,646	
	水質浄化便益	994,522	
山地保全便益	土砂流出防止便益	2,360,010	
環境保全便益	炭素固定便益	1,331,999	
木材生産等便益	木材生産経費縮減便益	1,163,177	
	木材利用増進便益	22,133	
	木材生産確保・増進便益	698,774	
森林整備経費縮減等便益	造林作業経費縮減便益	738,653	
	森林管理等経費縮減便益	119,918	
総便益(B)		10,808,748	
総費用(C)		2,976,658	
費用便益比		3.63	

## 事前評価個表

事業名	森林環境保全整備事業（国有林）	事業計画期間	平成21年度～平成25年度																
事業実施地区名 （都道府県名）	（ちくまがわじょうりゅう） 千曲川上流森林計画区 （長野県）	事業実施主体	中部森林管理局 東信森林管理署																
事業の概要・目的	<p>当事業は、千曲川上流森林計画区の上田市、東御市、小諸市、佐久市、及び南佐久郡、北佐久郡、小諸郡内の町村に所在する58,742 h a の国有林野を対象としている。</p> <p>当計画区は、長野県東部に位置し、森林の現況は人工林52%、天然林48%となっており、このうち人工林は、信州カラマツの発祥地であることからカラマツが81%と特に多く、次いでアカマツの12%となっている。</p> <p>年間降水量は1,000mm前後と少ないため、農業用水などは古来から溜め池等に依存し、飲料水についても山麓の地下水や湧水を使用している。また、川上村に源を発する千曲川は、佐久平、善光寺平、越後平野の重要な水源となっていることから、国有林野面積の92%が水源かん養保安林に指定されている。</p> <p>当計画区は、上信越高原国立公園を始めとして、秩父多摩甲斐国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、妙義荒船佐久高原国定公園など多くの貴重な自然環境を有しており、首都圏にも近いことから、軽井沢は古くから国民の保健休養の場として利用されている。また、高速交通網等の整備に伴い、優れた自然景観に恵まれている北白樺、菅平、野辺山等の地区においても、森林を利用したスキー場や森林浴等の保健休養の場として首都圏から多くの人を訪れている。</p> <p>当地域の木材加工業については、郷土樹種であるカラマツ材の生産及び利用の先進地であり、カラマツを利用した木材加工業が発達している。</p> <p>当事業は、当該計画区内の国有林野の有する水源かん養機能、山地災害防止機能や保健文化機能などの公益的機能の発揮を積極的に高めていくことを第一とし、併せて木材加工業の振興を図るためカラマツの安定供給に努めることとして、それぞれの森林の機能が適切に発揮されるよう効率的な森林整備を推進するための林道の新設・改良等の路網整備を行い、機能類型に応じた長伐期・針広混交林施業等多様な森林整備を実施するものである。</p> <table border="0" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">主な事業内容</td> <td style="width: 20%;">森林整備</td> <td style="width: 20%;">更新面積</td> <td style="width: 40%;">100 h a</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>保育面積</td> <td>4,645 h a</td> </tr> <tr> <td></td> <td>路網整備</td> <td>開設延長</td> <td>6.9 k m</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>改良延長</td> <td>2.3 k m</td> </tr> </table>			主な事業内容	森林整備	更新面積	100 h a			保育面積	4,645 h a		路網整備	開設延長	6.9 k m			改良延長	2.3 k m
主な事業内容	森林整備	更新面積	100 h a																
		保育面積	4,645 h a																
	路網整備	開設延長	6.9 k m																
		改良延長	2.3 k m																
費用対効果分析	総 便 益 (B)	22,514,867 千円																	
	総 費 用 (C)	1,603,053 千円																	
	分析結果 (B/C)	14.04																	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性： 国土の保全、水源のかん養及び自然環境の維持・保全、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止等、公益的機能の発揮が求められている地域であり、事業の必要性が認められる。</li> <li>・ 効率性： 費用対効果分析の結果から、事業の効率性が認められる。</li> <li>・ 有効性： 本事業は、健全な森林の育成を図るため、更新・保育及び主間伐を積極的に推進し、これに必要な路網を整備するものであり、地域の森林の諸機能の向上が十分図られることから、事業の有効性が認められる。</li> </ul> <p>新規地区採択に当たっての審査項目（チェックリスト）、費用対効果分析及び各観点からの評価を踏まえて総合的かつ客観的に評価したところ、森林の重視すべき機能の区分に応じた適切な森林整備が効率的に計画されているものと認められる。</p>																		

## 便 益 集 計 表

事業名:森林環境保全整備事業

事業実施主体:中部森林管理局

事業実施地区名:千曲川上流森林計画区(長野県)

東信森林管理署

(単位:千円)

大 区 分	中 区 分	評価額	備 考
水源かん養便益	洪水防止便益	9,886,943	
	流域貯水便益	1,262,131	
	水質浄化便益	1,687,924	
山地保全便益	土砂流出防止便益	4,426,029	
環境保全便益	炭素固定便益	1,728,118	
木材生産等便益	木材生産経費縮減便益	1,280,112	
	木材利用増進便益	2,640	
	木材生産確保・増進便益	1,787,773	
森林整備経費縮減等便益	造林作業経費縮減便益	262,199	
	治山経費縮減便益	63,165	
	森林管理等経費縮減便益	127,833	
総便益(B)		22,514,867	
総費用(C)		1,603,053	
費用便益比		14.04	

## 事前評価個表

事業名	森林環境保全整備事業（国有林）	事業計画期間	平成21年度～平成25年度												
事業実施地区名 （都道府県名）	（れいほくによど） 嶺北仁淀森林計画区 （高知県）	事業実施主体	四国森林管理局 嶺北森林管理署												
事業の概要・目的	<p>当事業は、高知県の中央部に位置し、四国山地の主軸を成す石鎚、剣山の二大山脈に沿って、瓶ヶ森、稲叢山、佐々連尾山、高山等の山系に分布する191千haを対象とし、国有林野面積は27千haとなっている。</p> <p>当計画区は、年平均気温13.7℃、平均年間降水量は2,245mmと林木の生育に適した気候条件下にあり、スギを中心とした植林が行われており、人工林率は69%となっている。このため間伐の推進、木材利用の推進等、持続可能な森林経営による地域振興、とりわけ人工林資源の充実を背景に良質な木材供給を行うことが期待される計画区である。</p> <p>一方、瓶ヶ森、寒風山、白髪山等に分布している天然林は、多様な樹種、林相からなる自然美に優れ、自然休養林等のレクリエーションの森等に指定されているほか、貴重な野生動植物の広域化や相互交流に資する等、生物多様性保全のための「四国山地緑の回廊」石鎚山地区、剣山地区にも指定されている。</p> <p>これらのことから、当計画区において、国土の保全、水源のかん養に加え、自然環境の保全、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等公益的機能の発揮に関する地域の要請は高くなっている。</p> <p>当事業は、これらの要請に応えるため、植栽等の更新作業、下刈、除間伐等の保育作業、及び林道新設等の路網整備を行い、森林の重視すべき機能区分に応じた適切な森林整備を実施するものである。</p> <table border="0" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">主な事業内容</td> <td style="width: 20%;">森林整備</td> <td style="width: 20%;">更新面積</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">213 ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>保育面積</td> <td style="text-align: right;">1,699 ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>路網整備</td> <td>開設延長</td> <td style="text-align: right;">9.70 Km</td> </tr> </table>			主な事業内容	森林整備	更新面積	213 ha			保育面積	1,699 ha		路網整備	開設延長	9.70 Km
主な事業内容	森林整備	更新面積	213 ha												
		保育面積	1,699 ha												
	路網整備	開設延長	9.70 Km												
費用対効果分析	総 便 益 (B)	2,949,148 千円													
	総 費 用 (C)	1,381,839 千円													
	分析結果 (B/C)	2.13													
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性： 地球温暖化の防止対策、生物多様性の保全、国土の保全、水源かん養等の森林の有する多面的機能の発揮が求められている地域であり、事業の必要性が認められる。</li> <li>・ 効率性： 費用対効果分析の結果から、事業の効率性が認められる。</li> <li>・ 有効性： 国有林の地域別の森林計画に即した事業内容であり、地域の特性を踏まえた計画的な森林整備の実施により、森林の有する機能の発揮が十分図られることから、事業の有効性が認められる。</li> </ul> <p>新規地区採択に当たっての審査項目（チェックリスト）、費用対効果分析及び各観点からの評価を踏まえて総合的かつ客観的に評価したところ、森林の重視すべき機能の区分に応じた適切な森林整備が効率的に計画されているものと認められる。</p>														

## 便 益 集 計 表

事業名: 森林環境保全整備事業

事業実施主体: 四国森林管理局

事業実施地区名: 嶺北仁淀森林計画区(高知県)

嶺北森林管理署

(単位: 千円)

大 区 分	中 区 分	評価額	備 考
水源かん養便益	洪水防止便益	582,591	
	流域貯水便益	205,393	
	水質浄化便益	274,684	
山地保全便益	土砂流出防止便益	329,015	
環境保全便益	炭素固定便益	170,502	
木材生産等便益	木材生産経費縮減便益	96,234	
	木材利用増進便益	34,749	
	木材生産確保・増進便益	451,592	
森林整備経費縮減等便益	造林作業経費縮減便益	669,821	
	治山経費縮減便益	118,259	
	森林管理等経費縮減便益	16,308	
総便益(B)		2,949,148	
総費用(C)		1,381,839	
費用便益比		2.13	

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

2 独立行政法人事業  
水源林造成事業

整理番号	実施地区	事業実施地区名	事業実施主体	総便益 (千円) B	総費用 (千円) C	分析結果 B/C	チェックリスト											
							I 必須事項						II 優先配慮事項					
													1 有効性		2 効率性	3 事業の実施環境等		
													(1)		(1)	(1)	(2)	
1	2	3	4	5	6	①	②	(1)	(1)	(2)								
1	東北北海道整備局	北海道足寄郡足寄町外	森林総合研究所	2,612,571	1,075,480	2.43	○	○	○	○	○	○	A	A	A	B	C	
2	中部整備局	富山県小矢部市外	森林総合研究所	3,145,105	1,064,316	2.96	○	○	○	○	○	○	A	A	A	B	-	
3	近畿北陸整備局	石川県鳳珠郡穴水町外	森林総合研究所	4,375,202	1,673,006	2.62	○	○	○	○	○	○	A	A	A	B	-	
4	中国四国整備局	鳥取県倉吉市外	森林総合研究所	8,723,166	2,834,751	3.08	○	○	○	○	○	○	A	A	A	B	B	
5	九州整備局	福岡県嘉穂郡桂川町外	森林総合研究所	8,283,972	2,182,898	3.79	○	○	○	○	○	○	A	A	A	B	B	

注1: 優先配慮事項のA、B及びCについては、各整備局毎の評価箇所を記載した。

注2: 「-」は、該当なしである。

## 事前評価個表

整理番号	1
------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H21～（おおむね80年間）
事業実施地区名	東北北海道整備局	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>民間による造林が困難な奥地水源地域において水源をかん養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価件数：1件（19箇所）、評価面積：487ha</li> <li>・評価対象道県：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県</li> <li>・主な事業内容：新植・下刈・除伐・保育間伐等</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	2,612,571 千円	
	総費用（C）	1,075,480 千円	
	分析結果（B/C）	2.43	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性:水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源かん養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性:投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性:水源かん養など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

便 益 集 計 表  
(森林整備事業)

事業名:水源林造成事業

施行箇所:東北北海道整備局

(単位:千円)

大 区 分	中 区 分	評価額	備 考
水源かん養便益	洪水防止便益	550,365	
	流域貯水便益	258,604	
	水質浄化便益	394,681	
山地保全便益	土砂流出防止便益	899,093	
	土砂崩壊防止便益	7,086	
環境保全便益	炭素固定便益	481,764	
木材生産等便益	木材生産確保・増進便益	20,977	
総 便 益 (B)		2,612,571	
総 費 用 (C)		1,075,480	
費用便益比	$B \div C = \frac{2,612,571}{1,075,480} = 2.43$		

※総便益(B)の計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

## 事前評価個表

整理 番号	2
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H21～（おおむね80年間）
事業実施地区名	中部整備局	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>民間による造林が困難な奥地水源地域において水源をかん養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価件数：1件（22箇所）、評価面積：380ha</li> <li>・評価対象県：富山県、長野県、岐阜県、三重県</li> <li>・主な事業内容：新植・下刈・除伐・保育間伐等</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	3, 145, 105 千円	
	総費用（C）	1, 064, 316 千円	
	分析結果（B/C）	2.96	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性:水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源かん養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性:投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性:水源かん養など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 便 益 集 計 表

(森林整備事業)

事業名:水源林造成事業

施行箇所:中部整備局

(単位:千円)

大 区 分	中 区 分	評 価 額	備 考
水源かん養便益	洪水防止便益	985,181	
	流域貯水便益	451,059	
	水質浄化便益	688,398	
山地保全便益	土砂流出防止便益	668,910	
	土砂崩壊防止便益	27,190	
環境保全便益	炭素固定便益	301,894	
木材生産等便益	木材生産確保・増進便益	22,475	
総 便 益 (B)		3,145,105	
総 費 用 (C)		1,064,316	
費用便益比	$B \div C = \frac{3,145,105}{1,064,316} = 2.96$		

※総便益(B)の計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

## 事前評価個表

整理 番号	3
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H21～（おおむね80年間）
事業実施地区名	近畿北陸整備局	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>民間による造林が困難な奥地水源地域において水源をかん養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価件数：1件（49箇所）、評価面積：632ha</li> <li>・評価対象府県：石川県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県</li> <li>・主な事業内容：新植・下刈・除伐・保育間伐等</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	4, 375, 202 千円	
	総費用（C）	1, 673, 006 千円	
	分析結果（B/C）	2.62	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性:水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源かん養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性:投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性:水源かん養など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

便 益 集 計 表  
(森林整備事業)

事業名:水源林造成事業

施行箇所:近畿北陸整備局

(単位:千円)

大 区 分	中 区 分	評 価 額	備 考
水源かん養便益	洪水防止便益	1,327,913	
	流域貯水便益	509,826	
	水質浄化便益	778,088	
山地保全便益	土砂流出防止便益	1,199,709	
	土砂崩壊防止便益	3,894	
環境保全便益	炭素固定便益	533,499	
木材生産等便益	木材生産確保・増進便益	22,273	
総 便 益 (B)		4,375,202	
総 費 用 (C)		1,673,006	
費用便益比	$B \div C = \frac{4,375,202}{1,673,006} = 2.62$		

## 事前評価個表

整理 番号	4
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H21～（おおむね80年間）
事業実施地区名	中国四国整備局	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>民間による造林が困難な奥地水源地域において水源をかん養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価件数：1件（70箇所）、評価面積：1,208ha</li> <li>・ 評価対象県：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県</li> <li>・ 主な事業内容：新植・下刈・除伐・保育間伐等</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	8,723,166 千円	
	総費用（C）	2,834,751 千円	
	分析結果（B/C）	3.08	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性:水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源かん養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・ 効率性:投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・ 有効性:水源かん養など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 便 益 集 計 表

(森林整備事業)

事業名:水源林造成事業

施行箇所:中国四国整備局

(単位:千円)

大 区 分	中 区 分	評 価 額	備 考
水源かん養便益	洪水防止便益	2,590,458	
	流域貯水便益	1,070,492	
	水質浄化便益	1,633,768	
山地保全便益	土砂流出防止便益	2,271,341	
	土砂崩壊防止便益	19,042	
環境保全便益	炭素固定便益	1,075,167	
木材生産等便益	木材生産確保・増進便益	62,898	
総 便 益 (B)		8,723,166	
総 費 用 (C)		2,834,751	
費用便益比	$B \div C = \frac{8,723,166}{2,834,751} = 3.08$		

## 事前評価個表

整理番号	5
------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H21～（おおむね80年間）
事業実施地区名	九州整備局	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>民間による造林が困難な奥地水源地域において水源をかん養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価件数：1件（76箇所）、評価面積：1,030ha</li> <li>・評価対象県：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県</li> <li>・主な事業内容：新植・下刈・除伐・保育間伐等</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	8,283,972 千円	
	総費用（C）	2,182,898 千円	
	分析結果（B/C）	3.79	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性:水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源かん養など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性:投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性:水源かん養など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 便 益 集 計 表

(森林整備事業)

事業名:水源林造成事業

施行箇所:九州整備局

(単位:千円)

大 区 分	中 区 分	評 価 額	備 考
水源かん養便益	洪水防止便益	2,398,138	
	流域貯水便益	1,094,738	
	水質浄化便益	1,670,782	
山地保全便益	土砂流出防止便益	1,912,019	
	土砂崩壊防止便益	14,963	
環境保全便益	炭素固定便益	1,133,305	
木材生産等便益	木材生産確保・増進便益	60,027	
総 便 益 (B)		8,283,972	
総 費 用 (C)		2,182,898	
費用便益比	$B \div C = \frac{8,283,972}{2,182,898} = 3.79$		

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

3 補助事業

(1) 民有林補助治山事業

県 番号	都道府県名	番号	事業名	所在地	箇所名	ふりがな	総 便 益 B		総費用 C (千円)	分析 結果 B/C	チェックリスト															備考				
							種類	(千円)			I 必須事項					II 優先配慮事項														
											3					1					2									
											(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)					
01	北海道	1	地域防災対策	奥尻町	赤石地区	あかいし ちく	①	461,922	1,373,837	2.85	○	○	○	○	○	B	-	B	A	A	B	B	A	A	A	-	B	A	B	A
②	709,816																													
③	31,710																													
④	3,422,716																													
計	3,916,348																													
03	岩手県	2	地域防災対策	一関市	巖美町	げんび ちょう	①	140,547	2,085,049	3.50	○	○	○	○	○	A	B	-	A	B	B	B	A	A	A	C	A	A	C	A
②	1,237,708																													
③	938,466																													
④	6,212,306																													
計	7,291,319																													
03	岩手県	3	地すべり防止	奥州市	増沢	ますざわ	①	0	839,384	8.78	○	○	○	○	○	A	A	-	B	B	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A
②	6,231,273																													
③	1,141,520																													
④	370,719																													
計	7,372,793																													
42	長崎県	4	地すべり防止	松浦市	北平	きたびら	①	0	1,028,148	4.33	○	○	○	○	○	B	-	B	B	B	-	-	A	A	A	-	B	A	-	A
②	23,078																													
③	0																													
④	4,455,004																													
計	4,455,004																													

便益の種類(①水源かん養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④災害防止便益)

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

3 補助事業

(2) 森林環境保全整備事業

整理 番号	都道府 県名	事業実施地区名		事業実施主体	総 便 益 B (千円)	総費用 C (千円)	分析結果 B/C	I 必須事項						II 優先配慮事項					備 考						
		市町村名	地区名					種 類	1 有効性	2 効 率 性	3 事業の実施環境等														
											(1)	(2)	(1)	(1)	(2)	(3)									
																(1)	(2)	(3)		(4)	(5)				
1	北海道	美瑛町	ビエイチョウ 美瑛町	美瑛町等	①	2,728,029	2,611,931	2.63	○	○	○	○	○	○	B	B	B	B	A	-	A	A	B	B	A
					②	2,258,562																			
					③	1,477,552																			
					④	406,607																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	6,870,750																			
2	北海道	南富良野町	ミナミフランドウ 南富良野町	南富良野町	①	3,318,099	2,183,607	3.20	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	A	-	A	A	B	B	A
					②	2,502,914																			
					③	927,291																			
					④	237,861																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	6,986,165																			
3	北海道	遠軽町	エンガルチョウ 遠軽町	遠軽町等	①	5,088,432	4,008,839	3.70	○	○	○	○	○	○	B	B	A	A	A	-	A	A	B	A	A
					②	5,066,195																			
					③	3,930,884																			
					④	761,660																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	14,847,171																			
4	北海道	上湧別町	カミュウベツチョウ 上湧別町	上湧別町	①	2,090,319	2,258,966	2.96	○	○	○	○	○	○	B	B	A	A	A	-	A	A	B	A	A
					②	2,440,890																			
					③	1,809,794																			
					④	341,123																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	6,682,126																			

【便益の種類】

総便益の内訳については、便益の種類(①水源かん養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④木材生産等便益、⑤森林整備経費縮減等便益、⑥一般交通便益、⑦森林の総合利用便益、⑧災害等軽減便益、⑨維持管理費縮減便益、⑩山村環境整備便益、⑪その他の便益)を種類の欄に番号を付した上で各便益を記載。  
 なお、「⑥一般交通便益」は国土交通省の道路、街路事業と算定手法を共通化している。

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

3 補助事業

(2) 森林環境保全整備事業

整理 番号	都道府 県名	事業実施地区名		事業実施主体	総 便 益 B (千円)	総費用 C (千円)	分析結果 B/C	I 必須事項						II 優先配慮事項					備 考						
		市町村名	地区名					種 類	1 有効性	2 効 率性	3 事業の実施環境等														
											(1)	(2)	(1)	(2)	(3)										
															(1)	(2)	(3)	(4)		(5)					
5	北海道	湧別町	ユウベツチヨウ 湧別町	湧別町等	①	4,880,864	4,911,065	3.41	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A
					②	5,699,443																			
					③	4,000,201																			
					④	943,127																			
					⑤	361,588																			
					⑥	363,970																			
					⑦	0																			
					⑧	514,030																			
					⑨	4,046																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	16,767,269																			
6	北海道	滝上町	タキノウエチヨウ 滝上町	滝上町等	①	7,900,386	5,840,815	3.73	○	○	○	○	○	○	B	B	A	A	A	-	A	A	B	A	A
					②	8,062,444																			
					③	4,629,326																			
					④	1,172,105																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	21,764,261																			
7	北海道	興部町	オホツベチヨウ 興部町	興部町等	①	4,569,852	3,576,088	3.45	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	A	-	B	A	B	A	A
					②	4,475,441																			
					③	2,616,327																			
					④	614,619																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	57,218																			
					⑨	11,310																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	12,344,767																			
8	北海道	雄武町	オウムチヨウ 雄武町	雄武町等	①	5,647,371	4,739,236	3.32	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	A	-	A	A	B	A	A
					②	5,524,988																			
					③	3,917,357																			
					④	660,280																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	15,749,996																			

【便益の種類】

総便益の内訳については、便益の種類(①水源かん養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④木材生産等便益、⑤森林整備経費縮減等便益、⑥一般交通便益、⑦森林の総合利用便益、⑧災害等軽減便益、⑨維持管理費縮減便益、⑩山村環境整備便益、⑪その他の便益)を種類の欄に番号を付した上で各便益を記載。  
 なお、「⑥一般交通便益」は国土交通省の道路、街路事業と算定手法を共通化している。

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

3 補助事業

(2) 森林環境保全整備事業

整理 番号	都道府 県名	事業実施地区名		事業実施主体	総 便 益 B (千円)	総費用 C (千円)	分析結果 B/C	I 必須事項						II 優先配慮事項					備 考							
		市町村名	地区名					種 類	1 有効性		2 効 率 性	3 事業の実施環境等														
									(1)	(2)		(1)	(2)	(3)												
									①	②				①	②	③	④	⑤								
9	北海道	新得町	シントクチョウ 新得町	新得町等	3,811,539 3,134,683 1,823,030 358,876 0 0 0 0 0 0 0 計 9,128,128	2,873,728	3.18	○	○	○	○	○	○	B	B	A	A	A	-	A	A	B	B	B		
10	北海道	清水町	シミズチョウ 清水町	清水町等	3,347,105 2,752,723 1,572,678 266,174 0 0 0 0 0 0 0 計 7,938,680	2,283,642	3.48	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	A	-	A	A	B	B	B		
11	北海道	大樹町	タイキチョウ 大樹町	大樹町等	4,874,081 3,858,973 2,047,800 415,598 0 0 0 0 0 0 0 計 11,196,452	3,557,625	3.15	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	A	-	A	A	B	B	B		
12	北海道	広尾町	ヒロオチョウ 広尾町	広尾町等	6,107,961 3,190,524 1,902,117 524,905 807,963 0 0 0 0 0 0 計 12,533,470	3,410,404	3.68	○	○	○	○	○	○	B	B	A	A	B	A	A	A	A	B	B	B	

【便益の種類】

総便益の内訳については、便益の種類(①水源かん養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④木材生産等便益、⑤森林整備経費縮減等便益、⑥一般交通便益、⑦森林の総合利用便益、⑧災害等軽減便益、⑨維持管理費縮減便益、⑩山村環境整備便益、⑪その他の便益)を種類の欄に番号を付した上で各便益を記載。  
 なお、「⑥一般交通便益」は国土交通省の道路、街路事業と算定手法を共通化している。

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

3 補助事業

(2) 森林環境保全整備事業

整理 番号	都道府 県名	事業実施地区名		事業実施主体	総 便 益 B (千円)	総費用 C (千円)	分析結果 B/C	I 必須事項						II 優先配慮事項					備 考						
		市町村名	地区名					種 類	1 有効性		2 効 率 性	3 事業の実施環境等													
									(1)	(2)		(1)	(2)	(3)											
									①	②		①	(2)	①	②	③	④	⑤							
13	北海道	幕別町	マクベツチョウ 幕別町	幕別町等	7,189,340 6,201,243 3,472,789 621,524 0 0 0 0 0 0 0 17,484,896	5,531,857	3.16	○	○	○	○	○	○	B	B	A	A	A	-	A	A	B	B	B	
14	北海道	池田町	イケダチョウ 池田町	池田町等	6,549,406 7,225,433 4,150,849 786,474 0 0 0 43,707 0 0 0 18,755,869	6,237,113	3.01	○	○	○	○	○	○	B	B	A	A	B	-	A	A	B	B	B	
15	北海道	豊頃町	トヨコロチョウ 豊頃町	豊頃町等	6,663,043 5,747,280 3,316,236 636,790 62,502 0 0 28,742 34,708 0 0 16,489,301	5,113,586	3.22	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	B	A	A	A	B	B	B	
16	北海道	足寄町	アソロチョウ 足寄町	足寄町等	7,745,824 6,845,433 4,350,912 935,090 614,880 0 0 57,560 453 0 0 20,550,152	6,890,075	2.98	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	B	A	A	A	B	B	B	

【便益の種類】

総便益の内訳については、便益の種類(①水源かん養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④木材生産等便益、⑤森林整備経費縮減等便益、⑥一般交通便益、⑦森林の総合利用便益、⑧災害等軽減便益、⑨維持管理費縮減便益、⑩山村環境整備便益、⑪その他の便益)を種類の欄に番号を付した上で各便益を記載。  
 なお、「⑥一般交通便益」は国土交通省の道路、街路事業と算定手法を共通化している。

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

3 補助事業

(2) 森林環境保全整備事業

整理 番号	都道府 県名	事業実施地区名		事業実施主体	総便益 B		総費用 C	分析結果 B/C	I 必須事項						II 優先配慮事項					備 考					
		市町村名	地区名		種 類	(千円)			(千円)	B/C	1	2	3	4	5	6	1 有効性		2 効 率性		3 事業の実施環境等				
																	(1)	(2)	(1)		(1)	(2)	(3)		
																							(1)	(2)	(3)
17	北海道	陸別町	リクベツチョウ 陸別町	陸別町等	①	5,884,618	4,459,838	3.11	○	○	○	○	○	○	B	B	A	A	A	-	A	A	B	B	B
					②	4,825,744																			
					③	2,617,749																			
					④	521,276																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	13,849,387																			
18	北海道	浦幌町	ウラホロチョウ 浦幌町	浦幌町等	①	10,104,443	7,396,628	3.31	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	A	-	A	A	B	B	B
					②	8,725,216																			
					③	4,731,625																			
					④	920,343																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	24,481,627																			
19	青森県	むつ市	ムツシ むつ市	青森県 むつ市 青い森林振興公社 森林組合等	①	5,139,570	1,915,419	3.97	○	○	○	○	○	○	B	A	B	A	A	B	A	B	C	A	A
					②	386,517																			
					③	953,306																			
					④	1,126,313																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	7,605,706																			
20	岩手県	葛巻町	クズマキチョウ 葛巻町	葛巻町森林組合等	①	10,146,760	4,991,635	4.85	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	A	B	A	A	C	B	A
					②	5,821,191																			
					③	4,301,702																			
					④	2,423,712																			
					⑤	1,172,685																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	367,849																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	24,233,899																			

【便益の種類】

総便益の内訳については、便益の種類(①水源かん養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④木材生産等便益、⑤森林整備経費縮減等便益、⑥一般交通便益、⑦森林の総合利用便益、⑧災害等軽減便益、⑨維持管理費縮減便益、⑩山村環境整備便益、⑪その他の便益)を種類の欄に番号を付した上で各便益を記載。  
 なお、「⑥一般交通便益」は国土交通省の道路、街路事業と算定手法を共通化している。

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

3 補助事業

(2) 森林環境保全整備事業

整理 番号	都道府 県名	事業実施地区名		事業実施主体	総 便 益 B (千円)	総費用 C (千円)	分析結果 B/C	I 必須事項						II 優先配慮事項					備 考						
		市町村名	地区名					種 類	1 有効性	2 効 率 性	3 事業の実施環境等														
											(1)	(2)	(1)	(2)	(3)										
															(1)	(2)	(3)	(4)		(5)					
21	岩手県	八幡平市	ハチマンタイシ 八幡平市	八幡平市等	①	9,786,864	3,032,086	6.65	○	○	○	○	○	○	B	A	B	A	A	B	A	B	C	B	A
					②	4,499,272																			
					③	3,679,043																			
					④	1,540,008																			
					⑤	520,635																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	149,712																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	20,175,534																			
22	栃木県	日光市	ニッコウシ 日光市	日光市 栃木県 栃木県森林整備公社 日光地区森林組合 栗山森林組合 湯西川財産区 西川財産区 森林所有者	①	6,944,690	2,897,376	3.62	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	A	-	A	A	B	A	A
					②	3,456,773																			
					③	78,443																			
					④	20,539																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	10,500,445																			
23	兵庫県	宍粟市	シノウシ 宍粟市	兵庫県 宍粟市 兵庫みどり公社 しろう森林組合 生産森林組合 森林所有者等	①	14,233,102	7,118,094	4.27	○	○	○	○	○	○	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A
					②	8,069,082																			
					③	0																			
					④	6,863,874																			
					⑤	1,242,105																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	30,408,164																			
24	和歌山県	田辺市	タナベシ 田辺市	わかやま森林と緑の公社 西牟婁森林組合 中辺路町森林組合 龍神村森林組合 本宮町森林組合 森林施業計画作成者	①	23,796,576	10,137,885	3.07	○	○	○	○	○	○	A	A	A	A	B	B	A	B	C	A	A
					②	7,154,711																			
					③	159,152																			
					④	0																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	31,110,439																			

【便益の種類】

総便益の内訳については、便益の種類(①水源かん養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④木材生産等便益、⑤森林整備経費縮減等便益、⑥一般交通便益、⑦森林の総合利用便益、⑧災害等軽減便益、⑨維持管理費縮減便益、⑩山村環境整備便益、⑪その他の便益)を種類の欄に番号を付した上で各便益を記載。  
 なお、「⑥一般交通便益」は国土交通省の道路、街路事業と算定手法を共通化している。



平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

3 補助事業

(2) 森林環境保全整備事業

整理 番号	都道府 県名	事業実施地区名		事業実施主体	総 便 益 B (千円)	総費用 C (千円)	分析結果 B/C	I 必須事項						II 優先配慮事項					備 考						
		市町村名	地区名					種 類	1 有効性		2 効 率 性	3 事業の実施環境等													
									(1)	(2)		(1)	(2)	3											
														(1)	(2)	(3)	(1)	(2)		(3)					
29	徳島県	那賀町	那賀町	町、林業公社、森林組合	①	14,032,843	1.89	○	○	○	○	○	○	A	A	A	A	A	A	A	B	B	A		
					②																			23,206,416	
					③																			156	
					④																			1,209,983	
					⑤																			1,381,472	
					⑥																			726,714	
					⑦																			0	
					⑧																			0	
					⑨																			0	
					⑩																			0	
					⑪																			0	
					計																			26,524,741	
30	高知県	いの町	いの町	高知県、いの町、森林整備公社、高知中央森林組合、森林所有者、施業受託者、協定締結者	①	2,058,157	6.66	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	B	A	B	A	B	A	A	
					②																				10,370,255
					③																				1,796,739
					④																				771,416
					⑤																				173,377
					⑥																				589,787
					⑦																				0
					⑧																				0
					⑨																				0
					⑩																				0
					⑪																				0
					計																				13,701,574
31	福岡県	星野村	星野村	福岡県・星野村・うきは市・八女森林組合・森林所有者	①	2,268,451	2.89	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	A	B	A	A	A	A	A	
					②																				3,191,351
					③																				982,321
					④																				666,256
					⑤																				761,217
					⑥																				718,566
					⑦																				1,010
					⑧																				231,323
					⑨																				5
					⑩																				1,880
					⑪																				0
					計																				6,558,362
32	熊本県	山都町	山都町	熊本市 熊本県林業公社 緑川森林組合	①	2,498,656	3.60	○	○	○	○	○	○	A	A	A	A	B	B	A	B	B	A	A	
					②																				4,743,145
					③																				1,806,126
					④																				1,749,192
					⑤																				688,971
					⑥																				0
					⑦																				0
					⑧																				0
					⑨																				0
					⑩																				0
					⑪																				0
					計																				8,987,434

【便益の種類】

総便益の内訳については、便益の種類(①水源かん養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④木材生産等便益、⑤森林整備経費縮減等便益、⑥一般交通便益、⑦森林の総合利用便益、⑧災害等軽減便益、⑨維持管理費縮減便益、⑩山村環境整備便益、⑪その他の便益)を種類の欄に番号を付した上で各便益を記載。  
 なお、「⑥一般交通便益」は国土交通省の道路、街路事業と算定手法を共通化している。

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

3 補助事業

(2) 森林環境保全整備事業

整理 番号	都道府 県名	事業実施地区名		事業実施主体	総 便 益 B (千円)	総費用 C (千円)	分析結果 B/C	I 必須事項						II 優先配慮事項					備 考						
		市町村名	地区名					種 類	1 有効性		2効 率性	3 事業の実施環境等													
									(1)	(2)		(1)	(2)	(3)											
														(1)	(2)	(3)	(4)	(5)							
33	大分県	中津市	ナカツシ 中津市	大分県 中津市 森林整備センター 山国川流域森林組合等	①	1,813,549	2,860,950	2.70	○	○	○	○	○	○	A	A	B	A	A	A	B	B	B	B	A
					②	892,008																			
					③	0																			
					④	3,227,438																			
					⑤	1,756,877																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	8,912																			
					⑨	3,531																			
					⑩	0																			
					⑪	17,976																			
計	7,720,291																								
34	大分県	国東市	クニサキシ 国東市	大分県 国東市 森林整備センター 東国東郡森林組合等	①	2,653,831	3,744,747	2.32	○	○	○	○	○	○	A	A	A	A	A	A	B	B	B	B	A
					②	1,305,307																			
					③	0																			
					④	4,435,404																			
					⑤	217,212																			
					⑥	67,771																			
					⑦	5,450																			
					⑧	0																			
					⑨	842																			
					⑩	0																			
					⑪	116																			
計	8,685,933																								
35	宮崎県	延岡市	ノボオカシ 延岡市	延岡地区森林組合等	①	5,604,889	3,716,393	6.01	○	○	○	○	○	○	A	A	A	A	A	B	A	B	B	A	A
					②	2,866,365																			
					③	6,143,954																			
					④	7,724,311																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
計	22,339,519																								

【便益の種類】

総便益の内訳については、便益の種類(①水源かん養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④木材生産等便益、⑤森林整備経費縮減等便益、⑥一般交通便益、⑦森林の総合利用便益、⑧災害等軽減便益、⑨維持管理費縮減便益、⑩山村環境整備便益、⑪その他の便益)を種類の欄に番号を付した上で各便益を記載。

なお、「⑥一般交通便益」は国土交通省の道路、街路事業と算定手法を共通化している。

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

3 補助事業

(3) 森林居住環境整備事業

整理 番号	都道府 県名	事業実施地区名		事業実施主体	総 便 益 B		総費用 C	分析結果 B/C	I 必須事項						II 優先配慮事項					備 考						
		市町村名	地区名		種 類	(千円)			(千円)	B/C	1	2	3	4	5	6	1 有効性		2 効 率性		3 事業の実施環境等					
																	(1)	(2)	(1)		(1)	(2)	(3)			
																							①	②	①	②
1	秋田県	能代市 藤里町 八峰町	ヨネシロテック よねしろ地区	秋田県	①	0	3,812,023	1.68	○	○	○	○	○	○	A	A	A	B	A	A	A	B	A	B	A	
					②	0																				
					③	0																				
					④	5,840,186																				
					⑤	231,635																				
					⑥	0																				
					⑦	329,976																				
					⑧	2,561																				
					⑨	0																				
					⑩	0																				
					⑪	0																				
					計	6,404,358																				
2	新潟県	佐渡市	サボテック 佐渡地区	新潟県	①	0	1,822,742	1.68	○	○	○	○	○	○	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
					②	0																				
					③	0																				
					④	103,320																				
					⑤	1,266,859																				
					⑥	0																				
					⑦	11,141																				
					⑧	1,620,661																				
					⑨	57,414																				
					⑩	0																				
					⑪	3,160																				
					計	3,062,555																				
3	徳島県	海陽町	カイヨウテック 海陽地区	徳島県	①	0	1,334,058	2.96	○	○	○	○	○	○	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	B	A
					②	0																				
					③	0																				
					④	2,215,794																				
					⑤	1,732,406																				
					⑥	0																				
					⑦	691																				
					⑧	0																				
					⑨	0																				
					⑩	0																				
					⑪	0																				
					計	3,948,891																				

【便益の種類】

総便益の内訳については、便益の種類(①水源かん養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④木材生産等便益、⑤森林整備経費縮減等便益、⑥一般交通便益、⑦森林の総合利用便益、⑧災害等軽減便益、⑨維持管理費縮減便益、⑩山村環境整備便益、⑪その他の便益)を種類の欄に番号を付した上で各便益を記載。  
 なお、「⑥一般交通便益」は国土交通省の道路、街路事業と算定手法を共通化している。

## 第三者委員会名簿

### 1 農林水産省政策評価会林野庁専門部会委員（平成21年3月現在）

役 職	氏 名
東京農業大学地域環境科学部教授	おおた たけひこ 太田 猛彦
東京農工大学大学院教授	かめやま あきら 亀山 章
北里大学獣医学部教授	たかはし ひろし 高橋 弘
消費科学連合会企画委員	あめみや やすこ 雨宮 靖子
東京大学大学院農学生命科学研究科教授	あんどう なおと 安藤 直人
財団法人オイスカ山梨県支部事務局長	たなか みつえ 田中 美津江

### 2 農林水産省政策評価会委員（平成21年3月18日開催の林野庁専門部会出席委員）

役 職	氏 名
拓殖大学名誉教授	たなか かずあき 田中 一昭
消費生活アドバイザー	はせがわ ともえ 長谷川 朝恵

## 問合せ先一覧表

## 1 直轄事業

各森林管理局リンクページ <http://www.rinya.maff.go.jp/new/kanrikyoku.html>

事業名	事業主管課・室	担当者名	電話番号
国有林直轄治山事業	林野庁 国有林野部 業務課	さえき 佐伯知広	03-3502-8111 (内線) 6302
	東北森林管理局 企画調整室	なんば 難波真悟	050-3160-6399
民有林直轄治山事業	林野庁 森林整備部 治山課	きたうら 北浦真吾	03-3502-8111 (内線) 6195
	東北森林管理局 企画調整室	なんば 難波真悟	050-3160-6399
森林環境保全整備事業	林野庁 国有林野部 業務課	まつなが 松永彦次	03-3502-8111 (内線) 6305
		もろずみ 両角実	03-3502-8111 (内線) 6302
	北海道森林管理局 業務調整課	すずき 鈴木千喜	050-3160-6272
	東北森林管理局 企画調整室	なんば 難波真悟	050-3160-6399
	関東森林管理局 企画調整室	さいとう 齋藤隆夫	050-3160-6351
	中部森林管理局 企画調整室	こもり 小森哲也	050-3160-6561
	四国森林管理局 企画調整室	まつもと 松本純治	050-3160-5619

## 2 独立行政法人事業

事業名	事業主管課	担当者	連絡先
水源林造成事業	林野庁 森林整備部 整備課	<small>たけだ</small> 武田 祐介	03-3502-8111 (内線) 6175

## 3 補助事業

事業名	事業主管課	担当者	連絡先
民有林補助治山事業	林野庁 森林整備部 治山課	<small>きたうら</small> 北浦 眞吾	03-3502-8111 (内線) 6195
森林環境保全整備事業	林野庁 森林整備部 整備課	<small>かなおか</small> 叶岡 靖彦	03-3502-8111 (内線) 6174
森林居住環境整備事業		<small>かわわき</small> 川脇 多久男	03-3502-8111 (内線) 6178

林野公共事業における費用対効果分析について（概要）

新規採択チェックリスト

# 林野公共事業における費用対効果分析について（概要）

## 1 費用対効果分析の算定方法

### (1) 費用の計測

費用は、整備等に要する経費及び維持管理に要する経費につき、現在価値に換算して計測する。

### (2) 便益の計測

便益は、事業を実施した場合の効果について、事業特性を踏まえ網羅的に整理した上で整備する施設の耐用年数若しくは森林の効果の発揮期間に応じて貨幣化し、現在価値に換算して計測する。

貨幣化が困難な場合、他の手法で可能な限り定量化することとし、定量化が困難な場合は、定性的な記述による評価を行う。

また、効果の計測に当たっては、可能な限り公表されている一般的な統計データ、客観的なデータ等を用いるとともに、事業実施によるマイナスの効果についても適正に評価する。

### (3) 費用対効果分析

費用対便益比（ $B/C$ ）は、計測された便益の総計と費用の総計の比をもって表す。

$$B/C = \frac{\sum_{t=1}^Y B_t / (1+i)^t}{\sum_{t=1}^Y C_t / (1+i)^t}$$

$B$  : 便益（全ての評価対象便益の合計）  
 $C$  : 費用（初期投資＋維持管理費用）  
 $Y$  : 評価期間（年数）  
 $t$  : 年数  
 $i$  : 社会的割引率

### (4) 評価期間

評価期間は、その対象となる施設の耐用年数、効果の発現期間等を考慮して定める。

なお、森林保全整備の超長期性に起因して、事業実施による効果の発現期間を特定するのは困難であることから、便宜上、耐用年数を準用して次のように定める。

	区 分	評 価 期 間
治 山 事 業	施設整備を主体とするもの	整備期間＋50年
	森林整備を主体とするもの	100年
森林整備事業	森林整備	整備期間＋伐期齢－整備完了時点の林齢
	路網整備	整備期間＋40年

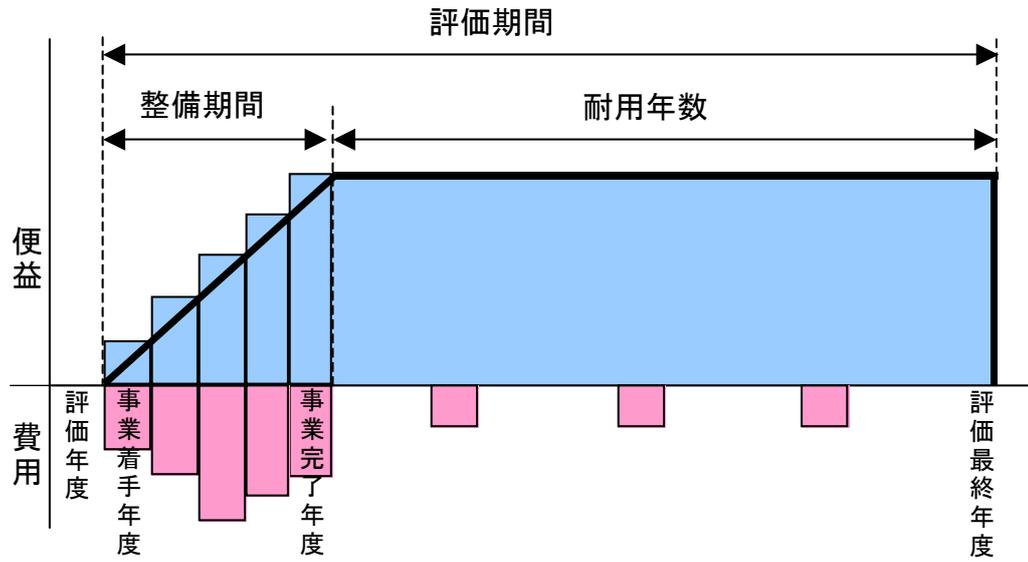
### (5) 社会的割引率

社会的割引率は4%とする。

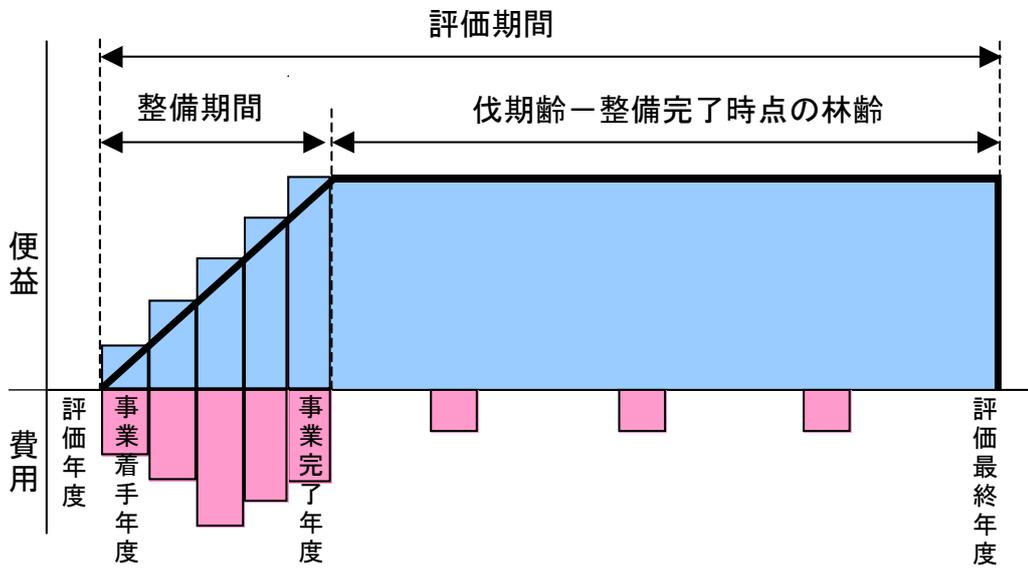
### (6) 基準年度

便益及び費用の現在価値化の基準年度は、評価を実施する年度とする。

< 「治山事業・森林整備事業（路網整備）」 の評価期間と費用・便益発生イメージ >



< 「森林整備事業（森林整備）」 の評価期間と費用・便益発生イメージ >



## 2 林野公共事業の主な便益の算定方法

### (1) 林野公共事業の事業種別の主な便益

便 益 項 目	治山事業	森林整備事業
水源かん養便益 (洪水防止、水質浄化等)	○	○
山地保全便益 (土砂流出防止等)	○	○
環境保全便益 (炭素固定等)	○	○
災害防止便益 (山地災害防止等)	○	
木材生産等便益 (木材生産経費縮減等)		○
森林整備経費縮減等便益 (造林作業経費縮減等)		○
一般交通便益 (走行時間短縮等)		○
森林の総合利用便益 (アクセス時間短縮等)		○
災害等軽減便益 (災害時迂回路等確保等)		○
維持管理費縮減便益		○
山村環境整備便益 (生活用水確保等)		○
その他の便益 (ボランティア誘発等)		○

注1：○は、評価に用いる便益

2：便益は、各事業、地域の実態に応じて適宜選択して評価する。

## (2) 主な便益毎の算定手法

### ① 水源かん養便益

#### a 洪水防止便益

$$\boxed{\text{事業を実施する場合としない場合の単位面積当たりの雨水流出量の差}} \times \boxed{\text{事業対象区域面積}} \times \boxed{\text{治水ダムの減価償却費}}$$

#### b 流域貯水便益

$$\boxed{\text{事業を実施する場合としない場合の貯留率の差}} \times \boxed{\text{年間平均降雨量}} \times \boxed{\text{事業対象区域面積}} \times \boxed{\text{利水ダムの減価償却費}}$$

#### c 水質浄化便益

$$\boxed{\text{事業を実施する場合としない場合の貯留率の差}} \times \boxed{\text{年間平均降雨量}} \times \boxed{\text{事業対象区域面積}} \times \boxed{\text{単位当たりの水質浄化費}} \\ \left( \begin{array}{l} \text{生活用水相当分については上水道給水原} \\ \text{価その他については工業的雨水浄化経費} \end{array} \right)$$

### ② 山地保全便益

#### a 土砂流出防止便益

$$\boxed{\text{事業を実施する場合としない場合の単位面積当たり年間流出土砂量の差}} \times \boxed{\text{事業対象区域面積}} \times \boxed{\text{砂防ダムの建設コスト}}$$

#### b 土砂崩壊防止便益

$$\boxed{\text{事業実施する場合としない場合の崩壊見込量の差}} \times \boxed{\text{砂防ダムの建設コスト}} \\ \left( \text{流域内崩壊率、雨量比、平均崩壊深から推計} \right)$$

### ③ 環境保全便益

#### a 炭素固定便益

$$\boxed{\text{事業を実施する場合としない場合の森林の見込蓄積量の差}} \times \boxed{\text{当該森林の主要樹種のバイオマス量を推計するための係数}} \\ \times \boxed{\text{炭素含有率}} \times \boxed{\text{二酸化炭素換算係数}} \times \boxed{\text{二酸化炭素回収費}}$$

#### b その他の便益

気候緩和、騒音軽減、飛砂軽減、風害軽減、霧害軽減、火災防備等森林の持つ公益的機能の発揮に係る便益のうち該当するもの

### ④ 災害防止便益

$$\boxed{\text{災害により被害が想定される家屋戸数等}} \times \boxed{\text{家屋等の評価額}} \times \boxed{\text{災害の発生率}}$$

⑤ 木材生産等便益

a 木材生産経費縮減便益

$$\boxed{\text{整備前と整備後の伐採・搬出等経費の差}} \times \boxed{\text{林道整備前からの利用区域における伐採材積}}$$

b 木材利用増進便益

$$\boxed{\text{整備前と整備後の利用間伐の割合の差}} \times \boxed{\text{林道整備前からの利用区域における間伐材積}} \times \boxed{\text{間伐材の市場価格}}$$

c 木材生産確保・増進便益  
(森林整備分)

$$\boxed{\text{主伐時期における伐採材積}} \times \boxed{\text{木材市場価格}}$$

(路網整備分)

$$\boxed{\text{林道整備後の新たな利用区域における伐採材積}} \times \boxed{\text{木材市場価格}}$$

⑥ 森林整備経費縮減等便益

a 造林作業経費縮減便益

$$\boxed{\text{整備前と整備後の造林等経費の差}} \times \boxed{\text{林道整備前からの利用区域における造林面積}}$$

b 治山経費縮減便益

$$\boxed{\text{林道を整備しない場合に必要の治山施工経費}} - \boxed{\text{林道を整備した場合に必要な治山施工経費}}$$

c 森林管理等経費縮減便益

$$\boxed{\text{林道の整備前と整備後との森林への到達時間の差}} \times \boxed{\text{森林管理等の延べ人工数}} \times \boxed{\text{賃金単価}}$$

d 森林整備促進便益

$$\boxed{\text{「水源かん養便益」} + \boxed{\text{「山地保全便益」} + \boxed{\text{「環境保全便益」}} \times \boxed{1/2}}$$

e その他の便益

作業道作設経費縮減便益

⑦ 一般交通便益

a 走行時間短縮便益

$$\boxed{\text{林道整備前と整備後との走行時間の差}} \times \boxed{\text{交通量(台/年)}} \times \boxed{\text{車種別時間価値原単位}}$$

b 走行経費減少便益

$$\boxed{\text{林道整備前と整備後との走行距離の差}} \times \boxed{\text{交通量(台/年)}} \times \boxed{\text{車種別走行経費原単位}}$$

⑧ 森林の総合利用便益

- a アクセス時間短縮等便益  
(アクセス時間短縮便益)

$$\boxed{\text{林道整備前と整備後との森林への到達時間の差}} \times \boxed{\text{交通量 (台/年)}} \times \boxed{\text{車種別時間価値原単位}}$$

(アクセス経費減少便益)

$$\boxed{\text{林道整備前と整備後との森林への到達距離の差}} \times \boxed{\text{交通量 (台/年)}} \times \boxed{\text{車種別走行経費原単位}}$$

- b ふれあい機会創出便益

$$\boxed{\text{林道を整備する場合の森林への到達時間}} \times \boxed{\text{交通量 (台/年)}} \times \boxed{\text{車種別時間価値原単位}}$$

$$+ \boxed{\text{林道を整備する場合の森林への到達距離}} \times \boxed{\text{交通量 (台/年)}} \times \boxed{\text{車種別走行経費原単位}}$$

- c フォレストアメニティ施設利用便益

(利用確保便益)

$$\boxed{\text{森林公園等の入込者数 (人/年)}} \times \boxed{\text{利用料金}}$$

(施設滞在便益)

$$\boxed{\text{森林公園等の入込者数 (人/年)}} \times \boxed{\text{滞在時間}} \times \boxed{\text{賃金原単位}}$$

- d その他の便益

副産物増大便益

⑨ 災害等軽減便益

- a 災害時迂回路等確保便益

$$\boxed{\text{既設の迂回路を利用する場合と林道を利用する場合の到達時間の差}} \times \boxed{\text{通行止め期間交通量}} \times \boxed{\text{車種別時間価値原単位}}$$

$$+ \boxed{\text{既設の迂回路を利用する場合と林道を利用する場合の到達距離の差}} \times \boxed{\text{通行止め期間交通量}} \times \boxed{\text{車種別走行経費原単位}}$$

- b 防火帯便益

$$\boxed{\text{防火帯としての機能を果たす林道の延長}} \times \boxed{\text{林道の平均幅員}} \times \boxed{\text{防火帯の設置費用}}$$

$$+ \boxed{\text{防火帯としての機能を果たす林道の延長}} \times \boxed{\text{林道の平均幅員}} \times \boxed{\text{防火帯の維持管理費用}}$$

- c 災害復旧経費縮減便益

$$\boxed{\text{林道舗装等を実施しない場合と実施する場合の災害復旧経費の差}} \times \boxed{\text{舗装等を実施する林道の延長}}$$

⑩ 維持管理費縮減便益

$$\boxed{\text{林道舗装等を実施しない場合と実施する場合の維持管理費の差}} \times \boxed{\text{舗装等を実施する林道の延長}}$$

⑪ 山村環境整備便益

a 生活用水確保便益

$$\boxed{\text{戸別の井戸・浄化施設整備費}} \times \boxed{\text{共同用水施設対象戸数}} + \boxed{\text{戸別の井戸・浄化施設の維持管理費}} \times \boxed{\text{共同用水施設対象戸数}}$$

d 土地創出便益

$$\boxed{\text{公共施設用地の面積}} \times \boxed{\text{公共用施設用地の地代}}$$

c 生活安定確保便益

$$\boxed{\text{防火水槽、排水施設等の年度ごとの設置費用}} + \boxed{\text{防火水槽、排水施設等の維持管理費用}}$$

d その他の便益

生活排水浄化便益、集落内除雪便益

⑫ その他の便益

a ボランティア誘発便益

$$\boxed{\text{ボランティア人数}} \times \boxed{\text{賃金}}$$

b その他の便益

通行安全確保便益、環境保全確保便益、森林内施設管理経費縮減便益

平成 年度新規採択チェックリスト  
(治山事業)

(事業名： )

(都道府県名： )

(地区名： )

I 必須事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が 明確であること (必要性)	・山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全・形成等の観点からみて、当該事業を実施する必要性が認められること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が 確実であること	・地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業による効率 性が十分見込まれ ること (効率性)	・費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	<input type="checkbox"/>
4. 事業の採択要件 を満たしているこ と	・事業実施要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 「自然と共生す る環境創造型事 業」であること	・自然環境・景観の保全・形成の観点からみて、当該事業が適当であること。	<input type="checkbox"/>

注)・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。

・項目欄の( )には、主として考えられる観点を記述している。

## II 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
1 有効性	(1) 地域住民の生命・財産の保全・安全		山地災害からの住民の生命・財産の保全と安全確保	A	流域保全上重要な河川上流、かつ、集落、道路、農地のうち、いずれかを保護するための計画である。	
				B	流域保全上重要な河川上流又は、集落、道路、農地のうち、いずれかを保護するための計画である。	
				—	該当しない。	
	(2) 水源かん養の維持増進		事業実施による水源かん養の発揮	A	ダム等の取水施設上流の水資源の確保に資するための計画である。	
				B	上記A以外での水資源の確保に資するための計画である。	
				—	該当しない。	
	(3) 生活環境の保全・形成		事業実施による生活環境の保全・形成機能の発揮	A	事業の実施により生活環境保全機能及び保健文化機能を発揮する計画である。	
				B	事業の実施により生活環境保全機能、保健文化機能のいずれかの機能を発揮する計画である。	
				—	該当しない。	
2 効率性	(1) 事業の経済性・効率性		事業の経済性・効率性の確保とコスト縮減	A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コスト縮減効果の発現が期待できる計画である。	
				B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
3 事業の実施環境等	(1) 自然環境・景観への配慮		自然環境保全機能の発揮	A	自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。	
				B	上記Aには該当しないが、自然環境・景観に対して配慮がなされている計画である。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
				—	該当しない。	
	(2) 地域材の有効利用		地域材利用の計画	A	次のいずれかの項目に該当する。 (ア) 地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ) 地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。	
				B	上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
				—	該当しない。	
	(3) 森林整備の推進		効果的な森林整備の計画	A	森林整備を実施する計画である。	
				B	治山施設整備により森林整備が促進される計画である。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
				—	該当しない。	

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
	(4) 緊急性	① 人家等の保全	保全対象施設の内容	A	保全対象に市街地又は集落、主要公共施設（道路等を含む）、災害時要援護者施設等が含まれる。	
				B	保全対象に上記A以外の農地、ため池、用排水施設、漁場等が含まれる。	
				C	上記A、B以外である。	
				—	該当しない。	
		② 山地災害等の防止	山地災害の発生状況及び被害状況	A	豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木等による山地災害により、国民の生命・財産に被害が発生した地区。	
				B	豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木等による山地災害により、国民の生命・財産に被害の発生のおそれがある地区。	
				C	上記A、B以外の地区である。	
				—	該当しない。	
		③ 災害発生の危険度	山地災害危険地区の危険度等	A	山地災害危険地区の危険度がA又はBになっている地区、若しくは山腹崩壊等が発生している地区である。	
				B	山地災害危険地区の危険度がCとなっている地区、若しくは山腹崩壊等の発生のおそれが極めて高い地区である。	
				C	上記A、B以外の地区である。	
				—	該当しない。	
	④ 水資源の確保	渇水、土砂等の流入及び水質の汚濁等の被害の発生状況	A	生活用水等の利用に係る水源森林で、次のいずれかの項目に該当する地区。 （ア）過去、渇水被害が発生 （イ）生活用水等への土砂等の流入、水質の汚濁等が発生		
			B	生活用水等の利用に係る水源森林で、過去に生活用水等への影響はなかったものの、土砂等の流出が発生した地区である。		
			C	上記A、B以外で水資源の確保の必要性がある地区である。		
			—	該当しない。		
	⑤ 他事業への影響	他事業との関連	A	当該事業を早急に実施しなければ他事業の進捗等に著しい影響が生じる。		
			B	当該事業を早急に実施することにより他事業の円滑な推進に資する。		
			C	上記A、B以外である。		
			—	該当しない。		
	(5) 効果的な事業の推進	① 地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A	地域関係者等から同意又は理解を得られている。	
B				地域関係者等から同意又は理解を得られる見込みとなっている。		
C				上記A、B以外である。		
② 他事業との連携		他事業との連携の計画	A	他事業との連携が図られた計画である。		
			B	他事業との連携について調整中である。		
			C	上記A、B以外である。		
			—	該当しない。		
③ 他計画との関連		関連する計画への位置付け	A	地域防災計画等関連する計画に位置付けられている。		
			B	地域防災計画等関連する計画に位置付けられるよう調整中である。		
	C		上記A、B以外である。			

## チェックリストの判定基準

### （治山事業）

#### I 必須事項

評価の内容	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること  (必要性)	次のいずれか1項目以上に該当すること。  ・ 森林法第25条第1項から第7号までに掲げる目的を達成するために行う森林の造成又は森林の造成若しくは維持に必要な事業であって、これらの目的を有する保安林若しくは保安施設地区の指定がなされているか、又は確実なこと。  ・ 地すべりを防止するために必要な事業であって、地すべり防止区域の指定がなされているか、又は確実なこと。
2. 技術的可能性が確実であること	関係法令、治山技術基準等に適合していること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること  (効率性)	費用便益比 $\geq 1.0$
4. 事業の採択要件を満たしていること	民有林補助治山事業実施要領、民有林補助治山事業採択基準、細部取扱 い通知等に規定された事業内容、要件に適合していること。  採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。
5. 「自然と共生する環境創 造型事業」であること	次の全てに該当すること。  ・ 山崩れ、土石流等により失われた、又は失われるおそれのある森林環境の維持・回復に資する計画となっていること。  ・ 治山施設等の整備について、地域の景観や野生動植物の生息・生育環境等に配慮した工種・工法が計画されていること。

平成 年度新規採択チェックリスト  
(森林環境保全整備事業)

事業名		都道府県名	
地区名	計画作成主体	計画期間	～

**I 必須事項**

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	森林の有する多面的機能の発揮や安定的な林業経営等の観点から、当該事業が必要であること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地利状況等から判断して、当該事業の実施が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業による効率性が十分見込まれること (効率性)	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	<input type="checkbox"/>
4. 事業の採択要件を満たしていること	事業実施要綱、要領等に規定された地区、事業内容、採択基準の要件に適合していること。 採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 事業による効果の発現が図られること (有効性)	事業実施主体等の意欲、負担能力から判断して事業の実施が確実であり、実施後の効果の発現が図られること。	<input type="checkbox"/>
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	地域における気候、地形、土壌等の自然条件に応じた森林整備等が図られること。 景観への配慮が図られること。	<input type="checkbox"/>

注)・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。

・項目欄の( )には、主として考えられる観点を記述している。

## II 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
1 有効性	(1) 多様な森林づくり	① 健全な森林の育成	多面的機能を発揮する健全な森林の育成	A	事業計画区域のⅢ～ⅩⅡ令級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	
				B	森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
				－	該当しない。	
		② 効率的かつ安定的な林業経営基盤の整備	効率的かつ安定的な林業経営の確立	A	既設の林道や公道等も活用しつつ、林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。	
	B	林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。				
	C	上記A、B以外の計画である。				
	－	該当しない。				
	(2) 山村の活性化	山村の生活基盤の向上への寄与	A	当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画である。		
			B	当該計画が、山村の生活基盤の向上に寄与する計画である。		
C			上記A、B以外の計画である。			
－			該当しない。			
2 効率性	(1) 事業の経済性・効率性	事業の経済性・効率性の確保とコスト削減	A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コストの削減効果の発現が期待できる計画である。		
			B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。		
			C	上記A、B以外の計画である。		
3 事業の実施環境等	(1) 自然環境・景観への配慮	自然環境保全機能の発揮	A	地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた、自然環境・景観に配慮した計画である。		
			B	上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。		
	(2) 地域材の有効利用	地域材利用の計画	A	次のいずれかの項目に該当する。 (ア) 地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ) 地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。		
			B	上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。		
			C	上記A、B以外の計画である。		
			－	該当しない。		

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
	(3) 効果的な事業の推進	①地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A	地域関係者等からの要望又は同意を得ている。	
				B	地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。	
				C	上記A、B以外である。	
		②作業体系の整備	事業実施のための作業体系の整備	A	高性能林業機械による作業体系が確立している。	
				B	高性能林業機械による作業体系の確立に向けて取組がされている。	
				C	上記A、B以外である。	
		③被害地等の早期復旧	森林災害の発生状況	A	直近3ヵ年以内に事業計画区域内で激甚災害に指定された森林災害が発生したことがある。	
				B	過去に事業計画区域内で森林災害が発生したことがある。	
				C	事業計画区域内での森林災害は現在まで発生していない。	
		④他事業との連携	他事業との連携の計画	A	他事業との連携が図られた計画である。	
				B	他事業と連携について調整中である。	
				C	上記A、B以外である。	
				—	該当しない。	
		⑤他計画との関連	関連する計画への位置付け	A	市町村の振興計画等との調整が図られている。	
				B	市町村の振興計画等と調整中である。	
C	上記A、B以外である。					
—	該当しない。					

**チェックリストの判定基準  
(森林環境保全整備事業)**

**I 必須事項**

評価の内容	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	区域内の森林資源、路網整備の現状及び森林施業の動向からみて、事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること	地域内の自然的条件、地域森林計画等に示す指針及び林道規程等の基準、これまでの施業実績等に照らして、技術的に可能な計画となっていること。
3. 事業による効率性が十分見込まれること (効率性)	$B / C \geq 1.0$ であること。
4. 事業の採択要件を満たしていること	事業実施要綱・要領等に基づく事業内容・規模であり、採択要件に適合していること。 林道整備にあつては、別に定められた「限度工期」を超えないこと。
5. 事業による効果の発現が図られること (有効性)	次の全てに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施主体、森林所有者等の意欲が高いこと。</li> <li>・ 関係者の経費負担能力があること。</li> <li>・ 地区内におけるこれまでの森林整備の実績、施設の利用状況からみて、当該事業を実施することによって効果の発現が図られること。</li> </ul>
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	次の事項に該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林整備にあつては、地形、地質等の自然条件に応じた施業であることや必要に応じて景観への配慮が図られること。</li> <li>・ 路網整備等にあつては、①土地の形質の変更を最小限に抑えるとともに、②必要に応じて野生動植物との共存や景観に配慮した施設整備が図られること。また、早期緑化等の取り組み、残土処理場の確保及び保全施設の整備が図られること。</li> </ul>

平成 年度新規採択チェックリスト  
(森林居住環境整備事業)

事業名	都道府県名
地区名	計画作成主体
	計画期間

I 必須事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	地域の自然的・社会的条件等からみて、緑豊かな居住環境（フォレスト・コミュニティ）の創出のための森林整備や森林整備の土台となる骨格的な林道、生活環境基盤の整備等を総合的に推進する必要があること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業による効率性が十分見込まれること (効率性)	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	<input type="checkbox"/>
4. 事業の採択要件を満たしていること	事業実施要綱・要領等に規定された地区、事業内容、採択基準の要件に適合していること。 採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 事業による効果の発現が図られること (有効性)	事業実施主体等の意欲、負担能力からして事業の実施が確実であり、実施後の効果の発現が図られること。	<input type="checkbox"/>
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	地域における気候、地形、土壌等の自然条件に応じた森林整備等が図られること。 景観への配慮が図られること。	<input type="checkbox"/>

注)・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。

・項目欄の( )には、主として考えられる観点を記述している。

## II 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準		評価	
大項目	中項目	小項目					
1 有効性	(1) 多様な森林づくり	① 健全な森林の育成	多面的機能を発揮する健全な森林の育成	A	事業計画区域のⅢ～ⅩⅡ令級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。		
				B	森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。		
				C	上記A、B以外の計画である。		
				－	該当しない。		
			② 効率的かつ安定的な林業経営基盤の整備	効率的かつ安定的な林業経営の確立	A		既設の林道や公道等も活用しつつ、林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。
	B	林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。					
		(2) 山村の活性化		山村の生活基盤の向上への寄与	A		当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画である。
	B				当該計画が、山村の生活基盤の向上に寄与する計画である。		
	C				上記A、B以外の計画である。		
	－				該当しない。		
2 効率性	(1) 事業の経済性・効率性		事業の経済性・効率性の確保とコスト削減	A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コストの削減効果の発現が期待できる計画である。		
				B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。		
				C	上記A、B以外の計画である。		
3 事業の実施環境等	(1) 自然環境・景観への配慮		自然環境保全機能の発揮	A	地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた、自然環境・景観に配慮した計画である。		
				B	上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。		
	(2) 地域材の有効利用		地域材利用の計画	A	次のいずれかの項目に該当する。 (ア) 地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ) 地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。		
				B	上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。		
				C	上記A、B以外の計画である。		
				－	該当しない。		

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
	(3) 効果的な事業の推進	① 地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A	地域関係者等からの要望又は同意を得ている。	
				B	地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。	
				C	上記A、B以外である。	
		② 作業体系の整備	事業実施のための作業体系の整備	A	高性能林業機械による作業体系が確立している。	
				B	高性能林業機械による作業体系の確立に向けて取組がされている。	
				C	上記A、B以外である。	
		③ 生産・流通拠点の整備	木材加工流通施設等の生産・流通拠点の整備	A	木材加工流通施設等の生産・流通拠点が整備されている地域である。	
				B	木材加工流通施設等の生産・流通拠点が整備される計画である。	
				C	上記A、B以外である。	
		④ 他事業との連携	他事業との連携の計画	A	他事業との連携が図られた計画である。	
				B	他事業と連携について調整中である。	
				C	上記A、B以外である。	
				—	該当しない。	
		⑤ 他計画との関連	関連する計画への位置付け	A	市町村の振興計画等との調整が図られている。	
				B	市町村の振興計画等と調整中である。	
C	上記A、B以外である。					
—	該当しない。					

**チェックリストの判定基準  
(森林居住環境整備事業)**

**I 必須事項**

評価の内容	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	地域の自然的・社会的条件等からみて、緑豊かな居住環境（フォレスト・コミュニティ）の創出や森林整備の土台となる骨格的な林道、生活環境基盤、山村と都市との交流基盤の整備を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること	地域内の自然的・地利条件からみて、技術的に可能な施設整備等が計画されていること。
3. 事業による効率性が十分見込まれること (効率性)	$B/C \geq 1.0$ であること。
4. 事業の採択要件を満たしていること	事業実施要綱・要領等に基づく事業内容・規模であり、採択要件に適合していること。 林道整備にあつては、別に定められた「限度工期」を超えないこと。
5. 事業による効果の発現が図られること (有効性)	次の全てに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施主体、森林所有者等の意欲が高いこと。</li> <li>・ 関係者の経費負担能力があること。</li> <li>・ 地区内におけるこれまでの林道整備の実績及びその他施設の利用状況等からみて、当該事業を実施することによって効果の発現が図られること。</li> <li>・ 森林利用施設等の整備にあつては、利用見込みが適切であること。</li> </ul>
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	次の事項に該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林整備にあつては、地形、地質等の自然条件に応じた施業であることや必要に応じて景観への配慮が図られること。</li> <li>・ 路網整備等にあつては、①土地の形質の変更を最小限に抑えるとともに、②必要に応じて野生動植物との共存や景観に配慮した施設整備が図られること。また、早期緑化等の取り組み、残土処理場の確保及び保全施設の整備が図られること。</li> </ul>

平成 年度新規採択チェックリスト  
 (森林環境保全整備事業 [国有林])

流域(森林計画区)		都道府県	
森林管理署等		計画期間	～

I 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	森林の適正な維持管理や効率的な林業経営等の観点から、当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業による効果が十分見込まれること (効率性)	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	<input type="checkbox"/>
4. 管理経営の指針に適合していること	国有林野の管理経営の指針及び施業の基準に適合していること。	<input type="checkbox"/>
5. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	地域における気候、地形、土壌等の自然条件及び「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の区分に応じた森林整備等が図られること。 景観への配慮が図られること。	<input type="checkbox"/>

注)・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。

・項目欄の( )には、主として考えられる評価の観点を示している。

## II 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
1 有効性	(1) 多様な森林づくり	① 健全な森林の育成	多面的機能を発揮する健全な森林の育成	A	事業計画区域のⅢ～ⅩⅡ令級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	
				B	森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
				—	該当しない。	
		② 効率的かつ安定的な林業経営基盤の整備	効率的かつ安定的な林業経営の確立	A	既設の林道や公道等も活用しつつ、林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。	
	B	林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。				
	C	上記A、B以外の計画である。				
	—	該当しない。				
	(2) 山村の活性化	山村の生活基盤の向上への寄与	A	当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画である。		
			B	当該計画が、山村の生活基盤の向上に寄与する計画である。		
C			上記A、B以外の計画である。			
—			該当しない。			
2 効率性	(1) 事業の経済性・効率性	事業の経済性・効率性の確保とコスト削減	A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コストの削減効果の発現が期待できる計画である。		
			B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。		
			C	上記A、B以外の計画である。		
3 事業の実施環境等	(1) 自然環境・景観への配慮	自然環境保全機能の発揮	A	地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた、自然環境・景観に配慮した計画である。		
			B	上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。		
	(2) 地域材の有効利用	地域材利用の計画	A	次のいずれかの項目に該当する。 (ア) 地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ) 地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。		
			B	上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。		
			C	上記A、B以外の計画である。		
			—	該当しない。		

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
	(3) 効果的な事業の推進	① 地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A	地域関係者等からの要望又は同意を得ている。	
				B	地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。	
				C	上記A、B以外である。	
		② 作業体系の整備	事業実施のための作業体系の整備	A	高性能林業機械による作業体系が確立している。	
				B	高性能林業機械による作業体系の確立に向けて取組がされている。	
				C	上記A、B以外である。	
		③ 被害地等の早期復旧	森林災害の発生状況	A	直近3ヵ年以内に事業計画区域内で激甚災害に指定された森林災害が発生したことがある。	
				B	過去に事業計画区域内で森林災害が発生したことがある。	
				C	事業計画区域内での森林災害は現在まで発生していない。	
		④ 他事業との連携	他事業との連携の計画	A	他事業との連携が図られた計画である。	
				B	他事業と連携について調整中である。	
				C	上記A、B以外である。	
				—	該当しない。	
		⑤ 他計画との関連	関連する計画への位置付け	A	市町村の振興計画等との調整が図られている。	
				B	市町村の振興計画等と調整中である。	
C	上記A、B以外である。					
—	該当しない。					

**チェックリストの判定基準**  
(森林環境保全整備事業 [国有林])

**I 必須事項**

評価の内容	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	区域内の森林資源、路網整備の現状及び森林施業の動向からみて、事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること	地域内の自然的条件、国有林の地域別の森林計画等に示す指針及び林道規程等の基準、これまでの施業実績等に照らして、技術的に可能な計画となっていること。
3. 事業による効果が十分見込まれること (効率性)	$B/C \geq 1.0$ であること。
4. 管理経営の指針に適合していること	地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画に基づいていること。
5. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	<p>整備内容ごとに、次の事項に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林整備にあつては、3区分ごとの管理経営の考え方に即して、地形、地質等の自然条件に応じて適地適木、適期作業が行われるとともに、必要に応じて景観に配慮した望ましい施業が計画されていること。</li> <li>・ 路網整備にあつては、土地の形質の変更を最小限に抑えるとともに、必要に応じて野生動植物との共存や景観に配慮した施設が計画されていること。また、早期緑化等の取り組み、残土処理場の確保及び保全施設の計画がなされていること。</li> </ul>

平成 年度新規採択チェックリスト  
 (森林居住環境整備事業 [国有林])

流域(森林計画区)		都道府県	
森林管理署等		計画期間	～

I 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	集落周辺国有林等において生活環境保全機能等住民生活等と密接に関連した機能の発揮が必要な森林の整備と併せて、これらの森林整備に必要な路網の整備を推進する必要があること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業による効果が十分見込まれること (効率性)	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	<input type="checkbox"/>
4. 管理経営の指針に適合していること	国有林野の管理経営の指針及び施業の基準に適合していること。	<input type="checkbox"/>
5. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	地域における気候、地形、土壌等の自然条件及び「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の区分に配慮した集落周辺国有林等の森林整備等が図られること。 景観への配慮が図られること。	<input type="checkbox"/>

注)・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。

・項目欄の( )には、主として考えられる評価の観点を示している。

## II 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準	評価
大項目	中項目	小項目			
1 有効性	(1) 多様な森林づくり	① 健全な森林の育成	多面的機能を発揮する健全な森林の育成	A	事業計画区域のⅢ～ⅩⅡ令級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。
				B	森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。
				C	上記A、B以外の計画である。
				－	該当しない。
		② 効率的かつ安定的な林業経営基盤の整備	効率的かつ安定的な林業経営の確立	A	既設の林道や公道等も活用しつつ、林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。
	B	林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。			
	C	上記A、B以外の計画である。			
	－	該当しない。			
	(2) 山村の活性化	山村の生活基盤の向上への寄与	A	当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画である。	
			B	当該計画が、山村の生活基盤の向上に寄与する計画である。	
C			上記A、B以外の計画である。		
－			該当しない。		
2 効率性	(1) 事業の経済性・効率性	事業の経済性・効率性の確保とコスト削減	A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コストの削減効果の発現が期待できる計画である。	
			B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。	
			C	上記A、B以外の計画である。	
3 事業の実施環境等	(1) 自然環境・景観への配慮	自然環境保全機能の発揮	A	地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた、自然環境・景観に配慮した計画である。	
			B	上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。	
	(2) 地域材の有効利用	地域材利用の計画	A	次のいずれかの項目に該当する。 （ア）地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 （イ）地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。	
			B	上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。	
			C	上記A、B以外の計画である。	
			－	該当しない。	

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
	(3) 効果的な事業の推進	① 地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A	地域関係者等からの要望又は同意を得ている。	
				B	地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。	
				C	上記A、B以外である。	
		② 作業体系の整備	事業実施のための作業体系の整備	A	高性能林業機械による作業体系が確立している。	
				B	高性能林業機械による作業体系の確立に向けて取組がされている。	
				C	上記A、B以外である。	
		③ 生産・流通拠点の整備	木材加工流通施設等の生産・流通拠点の整備	A	木材加工流通施設等の生産・流通拠点が整備されている地域である。	
				B	木材加工流通施設等の生産・流通拠点が整備される計画である。	
				C	上記A、B以外である。	
		④ 他事業との連携	他事業との連携の計画	A	他事業との連携が図られた計画である。	
				B	他事業と連携について調整中である。	
				C	上記A、B以外である。	
				—	該当しない。	
		⑤ 他計画との関連	関連する計画への位置付け	A	市町村の振興計画等との調整が図られている。	
				B	市町村の振興計画等と調整中である。	
C	上記A、B以外である。					
—	該当しない。					

**チェックリストの判定基準**  
(森林居住環境整備事業 [国有林])

**I 必須事項**

評価の内容	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	地域住民の生活環境の整備等を図ることができる地域であり、区域内の森林資源、路網整備の現状及び森林施業の動向からみて、事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること	地域内の自然的条件、国有林の地域別の森林計画等に示す指針及び林道規程等の基準、これまでの施業実績等に照らして、技術的に可能な計画となっていること。
3. 事業による効果が十分見込まれること (効率性)	$B/C \geq 1.0$ であること。
4. 管理経営の指針に適合していること	地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画に基づいていること。
5. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	<p>整備内容ごとに、次の事項に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林整備にあつては、3区分ごとの管理経営の考え方に即して、地形、地質等の自然条件に応じて適地適木、適期作業が行われるとともに、必要に応じて景観に配慮した望ましい施業が計画されていること。</li> <li>・ 路網整備にあつては、土地の形質の変更を最小限に抑えるとともに、必要に応じて野生動植物との共存や景観に配慮した施設が計画されていること。また、早期緑化等の取り組み、残土処理場の確保及び保全施設の計画がなされていること。</li> </ul>

平成 年度新規採択チェックリスト  
(水源林造成事業)

(都道府県名： ) (地区名： )

I 必須事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が 確実であること	地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業による効果 が十分見込まれる こと (効率性)	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	<input type="checkbox"/>
4. 事業の採択要件 を満たしていること	独立行政法人森林総合研究所業務方法書及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること。	<input type="checkbox"/>
5. 事業の実施が確 実に見込めること	造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に果たす能力等があること。	<input type="checkbox"/>
6. 「自然と共生する 環境創造型事業」 であること	自然環境の保全・形成や景観への配慮の観点からみて、当該事業が適当であること。	<input type="checkbox"/>

注) 評価項目を満たしている場合は、□の中に「レ」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。

項目欄の ( ) には、主として考えられる観点を記述している。

## II 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準		評価	
大項目	中項目	小項目					
1 有効性	(1) 多様な森林づくり	① 健全な森林の育成	森林の多面的機能の発揮	A	ほぼ全ての森林において、針広混交林化等の取り組みがなされ、かつ、水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。		
				B	上記A以外の計画である。		
	② 自然的条件に適合	計画の自然条件への適合性	A	計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。			
			B	上記A以外の計画である。			
2 効率性	(1) 事業の経済性・効率性		効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減	A	適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減効果の発現が期待できる計画である。		
				B	適切な手法・工法が確保されている計画である。		
				C	上記A、B以外の計画である。		
3 事業の実施環境等	(1) 自然環境・景観への配慮		自然環境保全機能の発揮	A	自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。		
				B	上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。		
				C	上記A、B以外の計画である。		
	(2) 効果的な事業の推進			他事業との連携の計画性	A	他事業との連携が図られた計画となっている。	
					B	他事業との連携について調整中である。	
					C	上記A、B以外である。	
					—	該当しない。	

**チェックリストの判定基準  
(水源林造成事業)**

**I 必須事項**

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	水源かん養機能が低下している土地で造林を実施して、急速に効果を発現させる必要があること。
2. 技術的可能性が確実であること	契約予定地の自然条件、地域森林計画等に示す指針及びこれまでの事業実績等に照らし、技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること (効率性)	$B / C \geq 1.0$
4. 事業の採択要件を満たしていること	次の全てに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1～3号の保安林若しくは同予定地であること。</li> <li>・ 契約予定地の林況が無立木地・散生地・粗悪林相地等であること。</li> <li>・ 権利関係が明確であって立木の担保ができること。 一団地の面積が5ha以上であること（併轄管理ができる数個の団地は一団地とみなす）。</li> <li>・ 国土保全上の見地から治山事業の実施によることを適当とする土地でないこと。</li> <li>・ 次のいずれかの箇所に該当すること。 (ア) 2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域 (イ) ダム等の上流域等</li> </ul>
5. 事業の実施が確実に見込めること	造林地所有者の意欲が高いこと、造林義務者の労務構成及び林業技術が事業を行う上で十分であること。
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	地域における気候、地形、土壌等の自然条件に応じた森林整備等であることや必要に応じて景観への配慮がなされていること。